

広島市総合環境アセスメント基礎調査業務
報 告 書
(資 料 編)

平成14年(2002年)3月

パシフィックコンサルタンツ株式会社中

参 考 資 料 一 覧

- 参考資料 2-1 : 地方公共団体における戦略的環境アセスメント制度検討・導入状況
- 参考資料 2-2 : 地方公共団体における事前調整制度導入状況
- 参考資料 3-1 : 広島市環境影響評価制度に基づいて実施された環境影響評価の概要
- 参考資料 3-2 : 広島市内で実施されてきた環境影響評価の概要
- 参考資料 3-3 : 広島市環境影響評価制度における対象事業及び規模の要件
- 参考資料 3-4 : 広島市環境影響評価要綱及び広島市環境影響評価条例の環境影響評価項目
- 参考資料 3-5 : 廃棄物の収集・搬入量の推移
- 参考資料 3-6 : 廃棄物の処理量の状況
- 参考資料 3-7 : 地域別の環境特性
- 参考資料 3-8 : 広島市における開発事業と環境保全に関する主な紛争事例
- 参考資料 3-9 : 広島市の面積・世帯数及び人口の状況
- 参考資料 3-10 : 広島市の土地利用動向
- 参考資料 3-11 : 広島市の区別・地目別土地面積（平成 13 年）
- 参考資料 3-12 : 広島市の産業大分類別就業者人口
- 参考資料 3-13 : 広島市の市内総生産
- 参考資料 3-14 : 環境保全に係るボランティア団体等活動状況
- 参考資料 4-1 : 戦略的環境アセスメントの定義
- 参考資料 4-2 : 環境配慮のあり方が問題となり事業に係る意思決定が大きく左右された事例
- 参考資料 4-3 : 事業実施段階の環境アセスメントの限界
- 参考資料 4-4 : 持続可能な社会に向けた環境政策の考え方
- 参考資料 4-5 : 環境影響評価法、環境基本計画と SEA
- 参考資料 4-6 : 海外における戦略的環境アセスメント制度の導入状況
- 参考資料 4-7 : 国内における戦略的環境アセスメント制度等の導入状況
- 参考資料 4-8 : 広島市における状況
- 参考資料 4-9 : 複数案の提示、参加型環境アセスメントの必要性について
- 参考資料 4-10 : 広島市環境影響評価の手順
- 参考資料 4-11 : 環境基本計画の施策及び環境配慮指針
- 参考資料 4-12 : 広島市環境影響評価条例における対象事業の種類及び規模要件
- 参考資料 4-13 : 広島市環境影響評価制度に基づいて実施された環境影響評価の概要
- 参考資料 4-14 : スコーピング段階での市民意見に対する見解書の必要性
- 参考資料 4-15 : インターネットを使用したアセス書公表事例
- 参考資料 4-16 : 市民関与の先進的事例
- 参考資料 4-17 : 複数案の考え方の事例
- 参考資料 4-18 : 総合評価の事例
- 参考資料 4-19 : 累積的・複合的影響評価の必要性
- 参考資料 4-20 : 戦略的環境アセスメントの検討体制事例
- 参考資料 4-21 : 戦略的環境アセスメントの構想検討から本施行までのスケジュール例

資料2-1：地方公共団体における戦略的環境アセスメント制度検討・導入状況（1）

自治体名	東京都	埼玉県	滋賀県	大阪府	沖縄県	大阪市
制度名称	東京都総合環境アセスメント制度試行指針	埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想	滋賀県戦略的環境アセスメント	未定	未定	未定
制度形態	戦略的環境アセスメント	戦略的環境アセスメント	戦略的環境アセスメント	戦略的環境アセスメント	戦略的環境アセスメント	戦略的環境アセスメント 又は 行政内部事前環境配慮
制度策定の検討体制	東京都総合環境アセスメント制度検討委員会(16回開催)及び同小委員会(19回開催)により検討された。	庁内検討会議(庁内の関係各課室長で構成:30課室)及び専門委員会(法律、経済、環境、都市計画、マスコミ等の各分野の学識経験者11名で構成)を設置し検討案を作成した。	環境政策課内にて検討しているところである。	今年度庁内ワーキンググループの立ち上げ(13課、建築都市部、環境各課(公害規制、廃棄物、自然、農林水産)企画部局等)これまで1度集まっており、他はメールにて意見交換及び直接説明を行っている。外部組織は現在ない。	平成13~14年度に委託業務により案を検討する。	環境影響評価課内で検討中。環境部局、他部局を含めた庁内連絡会議はこれからの予定である。
制度策定の時期	平成5年2月~平成9年4月に検討を行った。 平成10年6月に試行指針を策定した。	平成12~13年度に検討を行う。 平成14年度から実施要綱による運用を開始する予定である。	できるだけ早くと考えている。	来年度から3年間を予定している。 平成17年度以降に実施する予定である。	平成15年度に制度化の予定である。	未定。 国及び他自治体の動向を見ながら検討する。 概ね5年程度で策定手法の方向性を示せるのではないかと。
制度策定の手順	意見書の募集(平成7年11月~平成8年2月)一日都民検討会での意見聴取(平成8年5月)関係団体(産業界、消費者団体等)とのヒアリング(平成8年8月)庁内関係局(4局)とのヒアリング(平成8年12月)を経て最終的に平成9年4月に答申を行った。	平成12年度に基本構想骨子案を作成し、県議会報告、パブリックコメント、基本構想検討専門委員会での審議を経て平成13年度に基本構想策定する。実施要綱及びガイドラインを作成し、県議会報告、県民コメント制度による意見聴取、基本構想検討専門委員会での審議を経て平成14年度から実施要綱による運用開始の予定である。そして、平成15年度以降、条例化検討作業に入る予定である。	まず試行し、制度化へ向けて検討する。現在は試行案件を検討・抽出しているところである。	あり方を検討中。SEAの原則に沿った形を目指している。 他府県(三重県の庁内調整、京都市・神戸市の事前配慮等)の状況をインターネット及び電話等で調査している。 【予定】 来年度(14年):骨子策定 15年度:試行及び見直し 16年度:府事業を対象とした制度の立ち上げを目指す。 17年度以降は府事業以外(国・市町村・民間)に拡大検討。 情報公開を意識し、府民参加を位置付けたい。	平成15年度に県案作成、関係機関と調整の予定である。	未定。 これから、大阪市内に馴染む方向性、手法を探っていくところである。 平成12年度から東京、川崎、三重の事例調査(ヒアリング)を行っている。 平成13~17年度は、 ・SEA手法の検討 ・環境配慮システム検討 の2方向で検討する。
制度の目的	計画立案の早い段階で、複数の計画案を作成し、これを評価することにより、計画段階から環境に配慮する。	持続的に発展することができる社会を構築する。(幅広く環境配慮を検討、累積的・複合的影響を対象とする。意思形成過程に環境配慮の視点を組み込む。)	事業の構想や計画段階から環境に配慮する措置を講じるため、環境面だけでなく事業の社会経済的必要性も含めて検討するため、累積的・複合的環境影響を検討するため等である。	未定 (早期計画段階における環境配慮、累積的・複合的環境影響を検討、計画策定の透明性の確保等)	沖縄県における戦略的環境影響評価の在り方を検討するとともに、環境影響評価法及び条例の対象とならない小規模な公共事業における環境配慮システムの在り方も検討する。	事前環境配慮を検討すること、累積的・複合的影響を対象とすることなどである。
適用対象	都条例アセス対象事業に係る基本計画素案等やこれらを含む広域開発計画素案等を対象とする。	個別事業の基本構想・計画、広域的な整備計画、土地利用系計画、大規模複合開発構想・計画、総合計画・条例など政策に関わるもの(当面は県の計画のうち個別事業の基本構想・計画を対象とする。)	まずは県事業の構想・計画段階で実施する予定である。民間についても将来的には視野に含む。	未定 計画、事業毎にどの段階で行うのかを考えていくことになる。	未定	検討中 (当面は、市が行う計画を対象に検討を行う。) (施策・計画等を対象としたSEAを行うのか、事業アセスの対象とならない小規模事業で環境配慮を行うのかを検討中である。)
制度を担う組織及び役割分担	試行指針においては、主管部局(対象行為を主管又は計画等を策定するもの)及び協議組織(主管部局とその関係部局及び環境主管部局で構成)とあるが、実際には協議組織は設置されず、主管部局と環境主管部局で行った。	計画等の策定者(予測・評価を実施し公表)県民等(意思決定において考慮されるべき環境配慮に関する情報の形成に参加)知事(手続の進行管理、計画等策定者への意見提出)市町村長(地域の意見を集約・代弁)	事業部局が主体となり、環境政策課も含め他部局間で協力しながら実施する予定である。	事業者が評価を行い、環境部局が審査を担う。府民参加、審査会、市町村意見等は事業アセスと同じようなものを想定している。	未定	検討中 (事業部局又は計画部局と環境影響評価課が連絡をとりつつ、進めていく方向になるのではないかと。環境影響評価課が制度を検討し、他部局に相談されるような形が想定される。)

地方公共団体における戦略的環境アセスメント制度検討・導入状況(3)

自治体名	東京都	埼玉県	滋賀県	大阪府	沖縄県	大阪市
制度検討過程での住民意見の募集方法・市民意見の内容	平成7年11月に東京都総合環境アセスメント制度検討委員会から環境保全局長へ報告された「中間のまとめ」に対して、意見書の募集(平成7年11月~平成8年2月)一日都民検討会での意見聴取(平成8年5月に2回)関係団体に対するヒアリング(平成8年8月)を実施した。意見書の募集では54件の意見が提出された。	平成13年3月に策定した「総合的環境アセスメント(仮称)基本構想骨子(案)」について、意見書の募集(平成13年5月1日~6月1日)広聴集会の開催(県内6箇所)を実施した結果、合計212件の意見が提出された。 平成14年2月に公表した「埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱素案」についても意見募集(平成14年2月1~28日)、広聴集会(1箇所)を実施した。	未定。 まずは試行することを考えている。制度とするためには住民意見を聞く必要があるのではと認識している。	住民意見を聞くことは必要と考えているが、手法は未定である。	未定	未定
制度運用における問題点	・計画段階のアセスメントで実施した内容を事業段階のアセスメントのスコーピング、予測評価等に反映することが必要と考えている。 ・複数案の設定について、環境面から複数案を提示することは可能であるが、実際に可能な複数案を設定することは課題である。 ・適切に運用できればよい制度だが、制度の策定までには費用も時間もかかる。	平成14年度から要綱による手続が開始され、まず、埼玉高速鉄道延伸事業が対象となるが、そのほかにも案件をこなしていくことで、事例を蓄積するとともに、条例化に向けた課題を整理する必要がある。	テストケースが決まらない。	・政策評価、SEA調査の予算確保が難しい。 ・住民意見を取り入れた実行可能な複数案が作れるのかが心配である。 ・行政の説明責任を果たす必要がある。	制度化されていない。	まだその段階ではない。
戦略的環境アセスメント適用事例	「放射第5号線・三鷹3・2・2号線」で試行実施した。	-	-	-	-	-
ケーススタディの実施事例	広域開発計画については、当初予定していた開発計画に対する試行の実施が困難になったため、別途ケーススタディを実施した。	-	-	-	-	-
備考	現行の制度は試行段階であり、平成13年10月に受理した審査会からの答申をもとに本格実施に向けて条例化する予定である。条例化にあたり、主な検討すべき事項は以下のとおりと考えている。 ・制度の適用対象の民間事業への拡大 ・計画段階のアセスメントと事業アセスメントとの調整	参考資料：埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想(平成13年10月、埼玉県)	参考資料：世界湖沼会議シンポジウム「21世紀の環境保全」~戦略的環境アセスメント(SEA)を考える~の資料	参考資料：今年度策定中の「大阪府新環境総合計画」(1月にホームページ上で公開予定)に、SEAに関する記述あり	平成13年12月に第2回沖縄県戦略的環境影響評価等検討会を開催	参考資料：総合計画21推進のための新指針 施策方針(ガイドライン)編 P63~70

資料 2-2：地方公共団体における事前調整制度導入状況（1）

自治体名	神奈川県	福井県	三重県	熊本県	大分県	仙台市	川崎市	福岡市
制度名称	神奈川県庁内環境管理システム実施要綱	福井県公共事業環境配慮ガイドライン	三重県環境調整システム推進要綱	熊本県公共事業等環境配慮システム要綱	大分県環境配慮システム	仙台市環境調整システム	川崎市環境調査制度	福岡市環境配慮指針
制度形態	行政内部事前調整	行政内部事前調整	行政内部事前調整	行政内部事前調整	行政内部事前調整	行政内部事前調整	行政内部事前調整	行政内部事前調整
制度策定の検討体制	庁内に環境セクションと事業セクション（土木、都市、農政）からなるワーキンググループを組織し、導入を検討した。	庁内（事業部局が主体。環境政策課はオブザーバー。）で行う。	環境管理監会議（庁内組織）及び環境配慮技術指針検討会（学識経験者等で構成）を設置し検討した。	平成9年4月から庁内関係課からなる環境基本計画推進専門部会を設置。本制度については、同部会でのアセス分科会において検討した。	昭和55年以降実施されてきた事業部局と環境部局の審査制度を踏襲している。	平成11年7月に庁内の関係課長からなる「環境調整システム検討部会」を「杜の都環境プラン推進本部幹事会」に設置した。	策定にあたっては、環境局及び開発部局等の関係課長による専門部会を設置し、検討を行い、最終的に環境調整会議で決定した。策定過程で、環境政策審議会への諮問を行い、答申を受けた。外部組織は、設定していない。	昭和62年に関係課よりなる「福岡市環境保全対策協議会」が設置されており、福岡市環境基本条例が平成8年に制定されたの受け、平成9年に環境調整会議として設置された。
制度策定の時期	平成10年4月1日より庁内環境管理システム内で導入	平成13年3月	平成9年：検討 平成10年度：施行	平成9年度：検討 平成10年4月1日：施行	平成11年度：策定 平成12年度：試行 平成13年4月1日：施行	平成11～12年度：策定 平成12年10月1日：実施	平成4、5年度：策定 平成6年10月12日：実施	平成4年度：策定、施行
制度策定の手順	・平成9年度から1年間、庁内のワーキンググループで大規模事業に係る計画段階からの環境への配慮について導入を検討した。外部組織、住民意見の聴取募集等はしていない。 ・平成10年4月1日より庁内環境管理システム内で導入した。制度については、現在、その枠組み等について見直し中であり、平成14年度より新しい制度となる。	ガイドライン及び実施要領を策定する。	環境管理監会議では、調整システムの全体構成、対象事業の規模、実施の時期、環境配慮検討書の内容、システム構築のための関係調査等について検討する。環境配慮技術指針検討会では、指針策定の趣旨、技術指針の内容等について検討した。	・平成8年12月に熊本県環境基本計画を策定し、その中に「開発事業における環境配慮指針」を盛り込む。 ・平成9年4月から庁内関係課で構成する環境基本計画推進専門部会等において、検討を始め、平成10年2月に環境政策推進本部において承認された。 ・平成10年3月に要綱制定、平成10年4月1日施行された。	昭和55年以降実施されてきた事業部局と環境部局の審査制度を踏襲している。	・平成9年3月に「杜の都環境プラン」を策定し、「土地利用における環境配慮の指針」を提示するとともに、「開発事業等に対する環境面からの調整システム」の構築を明示。 ・平成11年に庁内に「環境調整システム検討部会」を設置。 ・平成12年9月にその手続きを定めた要綱を整備。 ・平成12年10月1日より実施。	・川崎市環境基本条例（平成3年12月）第12条に規定されたため、制度の策定に着手。 ・そもそも、都市全体の環境を考慮する必要性が指摘されたことから、環境基本条例やそれにつづく環境基本計画を策定するに至った。 ・市民への情報公開を伴う計画段階でのアセスメント制度の導入が目標であったが、実際問題として運用が困難であり、現行の制度で内容の充実を図っているのが状況である。 ・現在は環境基本計画年次報告書において、市民に事後公開しているが、今後、市民参加（市民への公表）を検討し実施していけば、最終的に戦略的環境アセスメントの枠組みにできるのではないかと考えている。それには、現行制度での経験の蓄積とタイミングを図る必要がある。	・昭和61年に策定した「福岡市環境プラン」の実現のため、平成4年に環境に配慮すべき事項を示す「福岡市環境配慮指針」を策定した。 ・平成8年に福岡市環境基本条例を制定したのに伴い、平成9年にその改定を実施した。
制度の目的	各部局が実施する環境に影響を及ぼすすべての施策事業は、計画から実施まですべての段階において総合的に環境配慮を行われるものであるが、このうち特に大規模な施策事業について、全庁的な視点から環境配慮を行うこととした。	県が行う公共事業について、計画・設計および工事施工にあたり、自主的な環境配慮を行う。	開発事業の計画が決定される前に環境配慮を徹底するための調整を行う。	事業の構想・計画段階から事業実施に至るまで自主的な環境配慮を徹底させる。	県が実施主体となる開発事業等について、自主的な環境配慮を行うために必要な手続きその他所要事項を定め、その事業に係る環境の保全について適正な配慮が行われることである。	立地調整（用地選定）といった計画の早期段階から事業部局と環境部局が一体となって、事業の実施が及ぼす環境への影響の回避・低減のあり方について十分に検討・調整する。	「川崎市環境調査制度について」及び「川崎市環境調査指針運用マニュアル」参照。 行政の意思形成のための内部調整システムであり、環境基本条例第2条の「環境政策の理念」の確保の手段となっている。	事業の実施及び立案にあたって行うべき調整及び環境への配慮の推進に関する総合的調整を行う。
適用対象	環境に影響を及ぼすと認められる県の施策・事業のうち、「神奈川県環境影響評価条例」の対象事業であり、かつその規模がアセス条例の対象とする事業規模の3分の1以上であるもの。またそれに準じるもの。	道路、河川、海岸、ダム、港湾および漁港、砂防堰堤および治山ダム、急傾斜地崩壊対策、地すべり対策および雪崩対策に係る施設、圃場および用排水、公園、下水道、水道施設等、水力発電施設、建築物の整備で一定規模以上のもの。	県が実施する一定規模以上の開発事業（道路、河川・ダム、海岸、公有水面、港湾、森林、公園、下水道、水道、農業農村整備、発電所、建物、用地整備、その他）	県が実施する一定規模以上の公共事業等。	県が実施する一定規模以上の公共事業とし、環境影響評価法や大分県環境影響評価条例等の対象事業等からなる第1対象事業と、比較的小規模な第2対象事業に区分。	市が実施する事業であって、市の環境影響評価条例の対象事業種を基本に河川改修の事業等を付け加え13事業を対象とするとともに、同条例の対象事業の規模要件よりも引き下げ、より小規模な事業についても対象とする。	・市が実施する開発事業 ・民間事業者や国等が実施する開発事業に対する市の許認可、協議方針。 ・環境に重大な影響を及ぼすおそれのある事業に関連して策定される計画等。	環境調整会議規則では市が実施する事業と明記されているが、事業内容では民間が実施する事業が含まれている。また、事業規模についての枠組みがなく、どのような事業についても適用できる。

地方公共団体における事前調整制度導入状況(2)

自治体名	神奈川県	福井県	三重県	熊本県	大分県	仙台市	川崎市	福岡市
制度を担う組織及び役割分担	事業主管部局が環境配慮計画書を作成する。事務局は環境農政部環境計画課が担当している。	土木部管理課(環境配慮型公共工事検討委員会の運営)	事業担当課、環境管理監、環境政策課、環境保全推進会議又は環境管理監会議等	環境生活部環境政策課:(事業部局へ自然環境等の情報提供、意見提出等の調整) 環境調整会議(構成:委員長-環境生活部次長、委員-関係課課長(環境配慮の内容の審議及び調整))	生活環境部生活環境課:(事業部局へ自然環境等の情報提供、生活環境部長の意見提出)	環境局:(事業部局へ自然環境等の情報提供、意見書の作成) 環境調整会議(杜の都環境プラン推進本部) 構成:議長-環境局長、委員-関係課10課(環境配慮の内容の審議)	担当局、環境局(環境評価室、総務部環境調整課)及び環境調整会議が関わっている。一次報告書は、担当局が作成するが、その内容は環境評価室が精査している。環境調整課により環境調整会議との調整がなされる。	環境局環境保全部環境調整課:(事業部局へ自然環境等の情報提供、他部局への事業に関するヒアリング実施、意見提出等の調整) 環境調整会議(構成:議長-市長、委員-関係部局の長(環境配慮の内容の審議及び調整))
審査方法	庁内の組織である環境基本計画推進会議・同幹事会において、審査ではなく「調整」を行う。	環境配慮型公共工事検討委員会(庁内)	大規模事業:環境保全推進会議、小規模事業:環境管理監会議	環境調整会議で審査、必要に応じて環境配慮専門委員(分野:動物、植物、水資源、景観、防災;人数:20人以上)に助言、意見を求めることができる。	事業部局長からの報告に対し、生活環境部長は必要に応じて意見を述べる。また、必要に応じて学識経験者に意見を求めることができる。	環境局及び環境調整会議で審査	環境調整会議において審査する。環境調整会議には、企画担当の課長で組織される幹事会と、環境局の課長で組織される連絡会があり、実質はこの2つの組織により審議が行われている。	環境調整課が実施する(意見を述べる)。規模の小さい物については、チェックペーパーで対応し、アセスメント事業については、オブザーバー的にアセスメントを効率的に進めるための配慮を行う。
必要書類	環境配慮計画書を事業主管部局が作成する。「環境配慮計画書」及び「環境配慮計画書(記載例)」参照。	環境調査の作成(調査、予測、評価はなく、環境配慮の記載のみ。)	環境配慮検討書	環境調査(対象事業の種類ごとに定められている様式に環境配慮の概要を記述) 公共事業等環境配慮システムに係る技術指針を参照。	環境配慮調査、大分県環境配慮推進要綱を参照。第1対象事業については、環境影響評価実施計画書を添付する。	環境配慮検討書	一次調査書が必須であり、環境調整会議において、「地域環境に重大な影響がある」と判断された場合には、二次調査書が必要となる。なお、現在までに二次調査書が必要となった事例は1件のみである。	対象事業について、環境配慮指針に基づき環境配慮要請を行い、これに対して特に書類を求めている。事業部局の判断により事業報告書に記載される。
実施時期	上位計画に基づいた当該施設事業に係る基本計画を策定する時期とする。実際には、個々に事業主管部局と相談のうえ決定している。法定手続きの前段階である程度の構想ができてきた段階。実際に運用していく中では、事業の内容が固まっているものもあった。	事業計画の決定の前であって、環境配慮の内容が適正に定められる時期	環境調整システム推進要綱参照。事業ごとに時期が定められている。	事業の構想段階の早期において、環境部局と事業部局とが情報提供を行い、事業計画策定段階で、事業部局は「環境調査」を作成する。	対象事業を実施しようとする部局の長が、あらかじめ環境配慮調査を作成する。	構想段階と計画段階及び工事着手後に手続き(法あるいは市条例にもとづく環境アセスよりも前段階となるのは、構想段階の手続き)	「川崎市環境調査指針」参照。事業計画等の基本的事項が明確になる基本構想又は基本計画の立案段階で実施する。ただし、環境配慮計画書の作成を要する事業(市が実施する開発事業)については、環境配慮計画書の縦覧期間終了後、一次調査書を作成する。	対象事業の立案段階
住民参加の時期	住民参加の手続きを設けていない。	住民参加の手続きを設けていない。	基本的には、事業者(県事業関係部局)のトレーニングの要素を念頭においており、住民参加による評価等は、今のところ考えていない。	住民参加の手続きを設けていない。	住民参加の手続きを設けていない。	住民参加の手続きを設けていない。	住民参加の手続きを設けていないが、環境基本計画年次報告書において、市民に事後公開している。環境配慮計画書については、縦覧期間中に市民意見を求める制度となっている。	住民参加の手続きを設けていない。
住民参加の方法	住民参加の手続きを設けていない。	住民参加の手続きを設けていない。	本制度の影響もあり、事業者の環境配慮に対する認識も相当に高まってきていることから、住民参加については、事業推進課の方で環境も考慮する方向で検討することになるのではないかと。	住民参加の手続きを設けていない。	住民参加の手続きを設けていない。	住民参加の手続きを設けていない。	住民参加の手続きを設けていない。	住民参加の手続きを設けていない。
予測評価項目	インパクトによる影響の予測評価はなく、「環境配慮」の内容を記述している。環境配慮事項は11項目。	野生生物、自然景観、大気環境(大気汚染、騒音・振動)、水環境(水質、河川・湖沼、海岸域)、省資源・省エネルギー、廃棄物の減量化とリサイクル推進、歴史的・文化的環境	地球温暖化防止、廃棄物対策、生活環境の保全、野生生物等の生育空間の確保、希少な野生生物の保護、地形、地質等の改変の抑止、緑化、周辺環境との調和、親水等ふれあい空間づくり等	環境調査での環境配慮事項(植物・動物が生育・生息する地域、地形・自然景観及び地盤、水資源や水系及び水辺、自然災害、生活環境保全等)	第1対象事業については、大分県環境影響評価条例(平成11年)の技術的事項に係る指針を参考にして選定する。第2対象事業については、項目選定の枠組みがない。	市環境影響評価条例で対象としている環境要素	環境基本計画に示す「大気」「水」などの環境要素とそれに対応する項目の中から、適宜選定し、または追加する。なお環境基本計画で示された環境要素は11要素(環境項目は36項目)である。	市環境影響評価条例で対象としている環境要素

地方公共団体における事前調整制度導入状況(3)

自治体名	神奈川県	福井県	三重県	熊本県	大分県	仙台市	川崎市	福岡市
予測評価手法	環境配慮の内容について記載する。	上記項目について、環境への配慮を検討する。福井県公共事業環境配慮ガイドライン実施要領参照のこと。	基本的には、文献調査を中心として現況を把握し、複数の事業計画案を相対的に評価する内容であり、定量的な予測・評価まで踏み込んだものとなっていない。	環境配慮の内容について記載する。	第1対象事業については、大分県環境影響評価条例(平成11年)の技術的事項に係る指針を参考にして選定する。第2対象事業については、手法選定の枠組みがない。	複数の計画案について、周辺の環境の現況について文献調査その他の方法による調査を行い、環境配慮指針に基づき、自然環境等の保全の観点からその立地等を回避すべき地域又は対象を明らかにし、配慮の内容等を構想段階環境配慮検討書にとりまとめる。	各事業により影響を受けることが考えられる環境項目について、配慮の方法を検討し、×で評価している。抽象的な内容にはなっていない。環境調査制度では、アセスメントでは対象としていない事業も対象となっているため、それについては、比較的詳細に検討されている。	環境配慮の内容について記載する。
制度検討過程・検討立ち上げ段階で苦労した点	<ul style="list-style-type: none"> 事業主管部局との協力が必要である。 検討過程では、住民参加や第三者機関の導入も検討されたが、最終的には導入できなかった。 本制度により環境面の要素のみが明らかになるが、主管部局にとっては環境以外の要素(社会的要請等)が当然ながら大きく、環境面だけが明らかになることに対する懸念があった。また、調査に係る作業、費用、事業進行の阻害等が懸念されていた。 導入自体に対する懸念が大きく、制度の内容に関する議論まで詳細に行うことができなかった。 	平成13年にISO14001の認証を取得した。オフィス活動以外に業務活動での環境マネジメントの必要性が指摘され、庁内一体となって事業部局が中心となり策定を始めた。	川崎市の事例をモデルケースとして検討し、スタートした(現在の担当は新制度から参加されているため、当初の検討内容は不明確)。環境アセスメントでは、事業計画の内容がほぼ確定した段階で行われるため、事業計画に踏み込んだ対策を検討することが困難であることから、事業計画の変更が可能な構想段階あるいは基本計画段階において、代替案を含む複数案による環境面からの相対評価を行うことにより、環境への配慮を行い、適切な措置を講じていく内容としている。配慮検討書については、仙台市の事例を参考に、工事に関連する部分については本要綱の対象外とし、事業部局毎に設けられる環境管理監による調整事項とする方針である。基本的な姿勢としては、形式に拘ることなく、事業者のトレーニング的要素を念頭においている。	1)アセス要綱の策定と併行して検討を進めたため、本制度との類似性において、必要性が疑問視された。 2)どこまで環境への配慮を行うかが依然として見えていない。 3)調査費用の確保	規模の小さい第2対象事業について、 1)制度の導入によって、環境配慮調査の作成が負担となる点に反発があった。 2)環境配慮調査が必要となる現況調査等の環境情報について、事業部局の負担をできるだけ軽減するため、環境部局が実施した既存の環境調査データを活用するという点で、事業部局の理解が得られた。 3)制度運用後、データの鮮度等事業部局の要求に応じられないケースが出てきており、事業部局の反発も一部にある。	環境調整システムは、現行のアセス規模要件より厳しい要件としているが、その規模要件の設定の際、事業部局との調整に苦心した。	<p>以下は、制度立ち上げ段階・検討過程だけではなく、現在でも苦労している点である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新しい制度であり、計画段階のアセスメントに対して、先行きが見えないため、関係部局からの制度への反発があった。事例研究をすることで、制度についてのある程度の見通しがつき、関係部局の理解がやや深まった。 結果として、現行の事業アセスにかなり近い段階での調査となっている。当初の目標と異なるものの指摘を受けている。 庁内での協力が不可欠である。 なお、当初予定していた総合基本計画が対象外となった。 	庁内の反発は強い。構想段階の事業リストが出て来にくいいため、実施時期が事業によりまちまちである。国レベルでの枠組みづくりが行われれば、各自治体でも取り組みやすくなる。
制度検討過程での住民意見の募集方法・市民意見の内容	住民意見は募集していない。	住民意見を募集していない。	住民意見は募集していない。	住民意見は募集していない。	住民意見は募集していない。	住民意見は募集していない。	環境調査制度の検討過程では住民意見の募集等は行っていない。しかし、環境基本計画の策定段階で住民意見の募集は実施しており、それらの整理後、環境調査制度策定に着手したため、環境基本計画に対して寄せられた意見については、反映されている部分もある。	住民意見は募集していない。

地方公共団体における事前調整制度導入状況（４）

自治体名	神奈川県	福井県	三重県	熊本県	大分県	仙台市	川崎市	福岡市	
制度運用における問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の枠組みが「調整」である。 ・技術的な指針がなく、議論のよりどころ、評価のモノサシがないため、事業主管部局と、あるいは環境基本計画推進会議でのずれ違いが生じる。 ・対象事業を「アセス条例対象事業のうち事業規模が3分の1以上のもの」としたことで、対象となる事業数が少なく、また、アセス条例対象事業以外の事業に関与できない。 ・制度に環境に関する専門的な助言等を行う仕組みがない。 ・住民参加がない。 	現時点では特に問題はないが、今後は市民参加の検討が必要になるだろう。	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のところ、環境面からの検討内容のみとしている。B/Cを含む事業評価については公共事業推進課での調整事項となっており、本制度との関連について、例えば、本検討内容の結果を受けて、再度、事業評価を行う必要もある。 ・本要綱に基づく図書については、公表が前提となっているが、用地買収の点で事業の推進に影響が生じる可能性が懸念されている。 ・環境配慮の手法などの点において、有識者の意見も重要であり、外部意見を取り入れる方式として、事業の再評価を含め、委員会方式とする案も検討している。 	現在、結果の公表は行っていないが、検討中である。	的確な環境情報の把握が不十分である。	本システムは、内部的な手続き（途中の公開、住民意見の聴取がない）となっており、環境への配慮のレベルが課題といえる。	ハード系の事業が多く、ソフト系（途中の公開、住民意見の聴取がない）となっており、環境への配慮のレベルが課題といえる。ハード系に、各担当局に対し、環境調査制度の対象となる事業等について、5年先くらいまでの予定をヒアリングしている。	制度の枠組みや進め方についての取り決めがないため、動きにくく、資料としても残りにくい。	
戦略的環境アセスメント適用事例	調整案件は3カ年で4件実施した。実施した事例は、病院、大学、公園、林道である。前者2件の建物系と自然度の高い林道等の事業ではかなり異なる。	漁港整備（公有水面埋立） 県道の整備について行った。	これまでに15件の実績があるが、いずれもほ場整備事業か道路事業である。	環境配慮システム対象事業数（年度別新規検討事業数） 平成10年度：10件 平成11年度：11件 平成12年度：3件 平成13年度：6件 上記以外に公有水面埋立法に基づき検討される事業については、環境情報の提供を行っている。	-	-	本システムの手続き中のものがあるが、完了したものはない。	2001年度版の環境基本計画年次報告書までで、16件の環境調査結果が報告されている。ハード系の事例が多い。	調整実績としては、海水淡水化事業における処理水対策、干潟を横断する道路法線の変更がある。
ケーススタディの実施事例	ケーススタディは数件実施した。	-	-	-	-	-	-	道路や建物等のハード系の事業を中心に、数件のケーススタディを実施した。	-
備考	<p>参考資料：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「庁内環境管理システムの概要」 ・「神奈川県庁内環境管理システム実施要綱（抜粋）」 ・「大規模事業に係る環境配慮の調整手続」 ・「環境配慮計画書」 ・「環境配慮計画書（記載例）」 ・「神奈川県環境基本計画推進会議の設置及び運営に関する要綱」 	<p>参考資料：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県公共事業環境配慮ガイドライン（平成13年3月） ・福井県公共事業環境配慮ガイドライン実施要領（平成13年3月） 	-	<p>戦略的環境アセスメントについては、平成13年度から庁内ワークを開始しているが、体制の構築等、詳細については今後検討していく。</p>	平成12年度以降、本制度およびSEAに関する検討は行っていない。	公表：計画の段階の手続きが終了した対象事業については、その計画の概要及び環境配慮方針について、「仙台市の環境」の中で公表する。	<p>参考資料：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「川崎市環境調査指針」 ・「川崎市環境調査指針運用マニュアル」（取扱注意） ・「川崎市環境調査制度について」（環境省におけるSEAの意見交換会における資料） ・「環境基本計画年次報告書」（1995年度版～2001年度版）の環境調査に関する報告の部分のコピー ・「環境基本計画年次報告書」（2001年度版） ・市が行う開発事業については、環境調査の実施前に「環境配慮計画書の作成が義務付けられ、これに対して住民意見を求める制度となっている。 ・「川崎市環境影響評価に関する条例」 ・「川崎市環境影響評価に関する条例同施行規則」 	参考資料：福岡市環境配慮指針（平成9年、福岡市）	

資料 3-1：広島市環境影響評価制度に基づいて実施された環境影響評価の概要

対象事業名称	アイエス西部丘陵都市開発事業	広島西風新都線建設事業	(仮称) 祇園山本地区開発事業	玖谷埋立地整備事業変更	出島埋立地区廃棄物処分場設置	安佐南工場建替事業
事業種類	住宅団地の造成	道路の建設	住宅団地の造成	廃棄物最終処分施設の建設(増設)	廃棄物最終処分場の建設	廃棄物焼却施設の設置
事業場所	広島市安佐南区沼田町伴	広島市西区中広町～安佐南区沼田町大塚	広島市安佐南区	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬字玖谷	広島市南区出島2丁目地先公有水面	広島市安佐南区沼田町伴
事業者	アイエス株式会社	広島高速道路公社・広島市	東亜地所株式会社	広島市	広島県	広島市
事業規模	施行面積150ha	4車線4.9km	施行面積134.78ha	施行面積43.0ha(埋立容量を380万m ³ に増加)	埋立処分場所の面積：約18ha	焼却能力：600t/日
実施計画書受理年月日	-	-	-	-	平成11年12月6日	平成13年8月3日
実施計画書の市長意見の送付	-	-	-	-	平成12年3月31日	平成14年2月20日
準備書受理年月日	平成8年4月8日	平成9年6月30日	平成10年12月10日	平成11年1月21日	平成13年1月23日	-
審査意見書の送付年月日	平成8年8月7日	平成9年8月27日	平成11年4月21日	平成11年5月12日	平成13年10月3日	-
評価書受理年月日	平成8年9月12日	平成9年9月29日	平成11年5月6日	平成11年6月7日	-	-
適用	広島市環境影響評価要綱	広島市環境影響評価要綱	広島市環境影響評価要綱	広島市環境影響評価要綱	広島市環境影響評価条例	広島市環境影響評価条例

資料 3-2 : 広島市内で実施されてきた環境影響評価の概要

番号	事業種類	事業名称	事業者	準拠法令	事業規模	評価書提出年月
1	道路	都市計画道路海田八本松線	広島県	閣議要綱	17.3km	平成 8 年 7 月
2	道路	広島南道路	広島県	閣議要綱	14.8km	平成 9 年 4 月
3	道路	安芸府中道路	広島高速道路公社	閣議要綱	3.2km	平成 9 年 6 月
4	道路	広島西風新都市線建設事業	広島高速道路公社・広島市	閣議要綱	4.9km	平成 9 年 9 月
5	道路	広島西風新都市線	広島高速道路公社・広島市	市要綱	4.9km	平成 9 年 9 月
6	廃棄物処理施設	玖谷最終処分場建設事業	広島市	県要綱	40.0ha	昭和 60 年 3 月
7	廃棄物処理施設	玖谷埋立地整備変更事業	広島市	市要綱	12.7ha	平成 11 年 6 月
8	廃棄物処理施設	出島埋立地区廃棄物処分場設置	広島県	市条例	約 18ha	
9	廃棄物処理施設	安佐南工場建替事業	広島市	市条例	600t/日	
10	埋立て及び干拓	広島港五日市地区港湾整備事業	運輸省・広島県	県要綱	154ha	昭和 61 年 1 月
11	埋立て及び干拓	出島沖地区港湾整備事業	運輸省	閣議要綱	129ha	平成 6 年 10 月
12	埋立て及び干拓	出島沖地区港湾整備事業	運輸省	県要綱	129ha	平成 6 年 10 月
13	各種土地造成	広島市矢野土地区画整理事業	広島市矢野土地区画整理組合	県要綱	102.78ha	昭和 61 年 11 月
14	各種土地造成	安佐地区開発事業	広島市	県要綱	74.09ha	昭和 62 年 2 月
15	各種土地造成	広島市瀬野川土地区画整理事業	広島市瀬野川土地区画整理組合	県要綱	123.20ha	昭和 62 年 7 月
16	各種土地造成	(仮称)シティリゾートタウン開発事業	株式会社中国そごう都市開発・日本鋼管不動産株式会社	県要綱	144.85ha	平成 5 年 7 月
17	各種土地造成	(仮称)西広島開発事業	西広島開発株式会社	県要綱	489.0ha	平成 6 年 8 月
18	各種土地造成	広島市沼田町伴土地区画整理事業	広島市沼田町伴土地区画整理組合	県要綱	80.0ha	平成 8 年 9 月
19	各種土地造成	アイエス西部丘陵都市開発事業	アイエス株式会社	市要綱	150.32ha	平成 8 年 9 月
20	各種土地造成	(仮称)祇園山本地区開発事業	東亜地所株式会社	市要綱	134.782ha	平成 11 年 5 月
21	レジャー施設	阿戸ゴルフ場建設事業	株式会社共立ハウジング	県要綱	87.60ha	昭和 62 年 8 月

注) 環境省ホームページをもとに最新のデータを追加して作成した。

資料 3-3：広島市環境影響評価制度における対象事業及び規模の要件

区分	広島市環境影響評価要綱		広島市環境影響評価条例	
道路	1 道路の建設	(1)高速自動車国道の新築及び改築	1 道路の新設又は改築の事業	自動車専用道路・指定都市高速道路：新設又は改築（1km 以上）
		(2)道路の新設又は改築（4 車線 10km 以上）		林道：新設又は改築（幅員 6.5m 以上かつ 3km 以上）
				～ 以外の道路：新設又は改築（4 車線以上かつ 3km 以上）
河川	-		2 ダムの新築、堰の新築又は改築その他河川工事の事業	ダム：新築（貯水面積 40ha 以上）
				堰：新築又は改築（貯水面積 40ha 以上）
				放水路：新築（土地形状変更面積 40ha 以上）
鉄道	2 鉄道の新設	軌道の新設又は増設	3 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	建設又は施設の改良（1km 以上）
空港	-		4 空港その他飛行場又はその施設の設置又は変更の事業	飛行場の設置又は滑走路の延長（250m 以上）
発電	-		5 電気工作物の設置又は変更の工事の事業	水力発電所：設置又は変更（1.5 万 kw 以上）
				火力発電所：設置又は変更（5 万 kw 以上）
廃棄物	7 廃棄物処理施設の建設	(1)ごみ処理施設の新設又は増設：200 t / 日以上	6 廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業	廃棄物焼却施設：設置又は変更（8t/h 以上）
		(2)し尿処理施設の新設又は増設：100 k l / 日以上		し尿処理施設：設置又は変更（100kl / 日以上）
		(3)廃棄物最終処分場の新設又は増設：施行区域面積 15ha 以上		最終処分場：設置又は変更（3ha 以上）
埋立	3 公有水面の埋立て	埋立区域面積 50ha 以上（特別地域 15ha 以上）	7 公有水面の埋立て又は干拓の事業	埋立区域面積 25ha 以上（特別地域 15ha 以上）
面整備			8 土地区画整理事業	施行区域面積 40ha 以上（市街化調整区域を 20ha 以上含む場合は 20ha 以上）
	6 住宅団地の造成	施行区域面積 100ha 以上	9 住宅団地の造成事業	施行区域面積 20ha 以上
	4 工業団地の造成	(1)施行区域面積 50ha 以上	10 工業団地の造成事業	面積：施行区域面積 10ha 以上
		(2)重油使用量 15kl / 時以上又は排水量 1 万 m ³ / 日以上		排ガス量合計：4 万 m ³ N/h 以上 排水量合計：5,000m ³ / 日以上
5 流通業務団地の造成	施行区域面積 100ha 以上	11 流通業務団地の造成事業	施行区域面積 10ha 以上	
レクリエーション	8 レクリエーション施設等の建設	(1)第 2 種特定工作物の新設：施行区域面積 50ha 以上	12 スポーツ・レクリエーション施設等の新設又は増設の事業	都市公園又は第 2 種特定工作物：新設（形状変更区域面積 20ha 以上）
		(2)ゴルフコースの新設又は増設：5ha 以上		ゴルフコース：新設又は増設（形状変更区域面積 5ha 以上）
下水道	9 下水処理場の建設	公共下水道終末処理場の新設	13 下水道の終末処理場の新設又は増設の事業	終末処理場の新設又は増設（計画処理人口 10 万人以上）
工場・事業場	10 工場又は事業場の建設	(1)施行区域面積 20ha 以上	14 工場又は事業場の新設又は増設の事業	面積：形状変更区域面積 10ha 以上
		(2)重油使用量 15kl / 時以上又は排水量 5,000m ³ / 日以上		排ガス量：4 万 m ³ N/h 以上 排水量：5,000m ³ / 日以上
土石採取	11 土石等の採取	施行区域面積 20ha 以上	15 土石等の採取の事業	新設又は増設：20ha 以上
建築物	-		16 大規模建築物の新築の事業	建築物の高さ 100m 以上かつ延べ床面積 10 万 m ² 以上
墓地・墓園	-		17 墓地又は墓園の新設の事業	形状変更区域面積：20ha 以上
複合用地	12 複合開発用地の造成	施行区域面積 100ha 以上	18 複合用地の造成事業	施行区域面積 20ha 以上（工業、流通系を含む場合は 10ha 以上）
その他	13 その他市長が必要と認めるもの			

資料 3-4 : 広島市環境影響評価要綱及び広島市環境影響評価条例の環境影響評価項目

広島市環境影響評価要綱		広島市環境影響評価条例				
区分	環境影響評価項目	大項目	中項目	小項目		
公害の防止に係る項目	大気汚染	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質		
	水質汚濁			騒音		
	土壌汚染			振動		
	騒音			悪臭		
	振動		水環境	水質汚濁		
	地盤沈下			底質		
	悪臭			地下水汚染		
自然環境等の保全に係る項目	地形・地質等		その他の環境	水象	地形・地質	
	生物				土壌環境	地盤沈下
	景観					土壌汚染
	文化財	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動物	陸域動物		
				海域動物		
	植物		陸生植物			
		水生植物				
		生態系				
人と自然との豊かな触れ合いの確保		景観	人と自然との触れ合い活動の場			
		文化財				
			環境への負荷	廃棄物等		
			温室効果ガス			

資料 3-5：廃棄物の収集・搬入量の推移

単位：t

年度	総計	家庭系	事業系		都市美化 (町内清掃等)	焼却灰(別掲)
			一般	産業		
平成 8 年度	434,619	233,043	189,505	8,931	3,140	43,533
平成 9 年度	437,267	239,475	186,938	7,787	3,067	41,135
平成 10 年度	438,505	245,292	182,578	7,665	2,970	40,259
平成 11 年度	462,633	249,668	196,812	12,923	3,230	41,005
平成 12 年度	490,429	265,784	203,006	18,723	2,916	42,659
増減(H12/H8)(%)	112.8	114.0	107.1	209.6	92.9	97.8

出典：平成 13 年度 広島市環境局事業概要

資料 3-6：廃棄物の処理量の状況

単位：t

年度	総量	焼却	埋立	再生	無害化	1 日平均 処分量
平成 8 年度	478,152	325,396	113,044	39,297	415	1,310
平成 9 年度	478,402	323,612	109,845	44,490	455	1,311
平成 10 年度	478,764	318,449	110,149	49,717	449	1,312
平成 11 年度	503,638	322,782	128,726	51,658	472	1,376
平成 12 年度	525,194	334,506	137,202	52,956	530	1,439
増減(H12/H8)(%)	109.8	102.8	121.4	134.8	127.7	109.8

出典：平成 13 年度 広島市環境局事業概要

資料 3-7：地域別の環境特性（1）

地域区分	自然環境	生活環境（地球環境含む）	快適環境
(1) デルタ市街地地域	<ul style="list-style-type: none"> ・太田川から分流した6本の河川が市街地を流れ、デルタを形成している。 ・比治山や黄金山などには自然林が残存し、デルタが未発達であったところの名残をとどめている。 ・中心部の中央公園、縮景園、平和記念公園などでは、植栽された樹木が生長して落ちついた環境となっており、昆虫などの小動物の生息場所や移動途中の渡り鳥の休息場所となっている。 ・太田川放水路には貴重な塩生植物群落があり、干潟には多様な生物が生息している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・商工業地区が多く、他地域に比べ、昼間人口が多く、人口密度が高い。 ・一極集中化が進んでおり、昼間に地域外から自動車が大量に流入してくるため、幹線道路などの沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。 ・府中大川は、流域の居住人口が多く未処理の生活排水の流入等により、水質汚濁が顕著になっている。 ・太田川放水路を除く市内派川については、概ね環境基準を達成しており、100万都市を流れる河川としては、良好な水質を保っている。 ・密度の高い都市活動のため、ヒートアイランド現象が起こり、また廃棄物の排出量も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産である原爆ドームのある平和記念公園は、市民の憩いの場であるとともに、市外からも多くの人々が来訪する。また、中央公園や広島城等と近接しており、一体的なアメニティ空間を織り成している。平和大通りには、大きな街路樹空間があり、美しい都市景観を形成している。 ・比治山公園は、緑地が豊富で文化的施設が立地し、都心を一望できる高台となっており、憩いの場として市民に利用されている。 ・元安川などの親水機能を持った護岸は、憩いの場所として市民に利用されている。 ・太田川の河川敷は、身近な水辺空間を形成し、レクリエーションの場として利用されている。 ・広島城跡、頼山陽居室、白神社の岩礁等の多くの史跡が存在し、縮景園は、名勝に指定されている。また、草津地区には、古い街並みが見られる。
(2) デルタの周辺地域	<ul style="list-style-type: none"> ・デルタを取り囲む山は、都心部周辺の緑の高台となっており、都心の緑地に野生生物が移動する中継的な役割を担うと考えられる。 ・二葉山緑地、牛田緑地、浅野山緑地及び三滝緑地には原生的自然林が残されている。 ・特に二葉山には、シリブカガシが優先する常緑広葉樹林が発達している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。 ・北部の緑の高台が、都心へ流入する大気の浄化機能を担っていると考えられる。 ・府中大川は、流域の居住人口が多く未処理の生活排水の流入等により、水質汚濁が顕著になっている。 ・大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって、交通渋滞が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・牛田地域の不動院金堂は国宝に、また、二葉山麓の広島東照宮や國前寺は重要文化財に指定されている。 ・不動院から東山町の才蔵寺に至る歴史の散歩道には、由緒ある神社・仏閣が連なり、歴史的資源が豊富である。 ・牛田緑地は、都心に近接しながらも豊かな緑に恵まれ、身近なハイキングの場として、また、野鳥観察の場として市民に利用されている。 ・牛田山の南斜面には、史跡である牛田の弥生文化時代の墳墓が存在している。 ・鈴が峰憩いの森及び鬼が城緑地は憩いの場として、大茶臼山は野鳥の観察の場として市民に利用されている。 ・南部を中心とする住宅地においては、法面の緑地などいくらか樹林地が残っている。 ・太田川流域は、野鳥の飛来地域となっており、市民の野鳥観察の場となっている。
(3) 臨海地域及び広島湾	<ul style="list-style-type: none"> ・地先地域は、埋立てが進み、自然海岸、藻場及び干潟が消失している。 ・似島などの島しょ部の一部には、自然海岸が残っている。 ・元宇品には、広島県内でも有数の常緑広葉樹林がみられ、これに依存する動物相も豊かである。 ・八幡川河口の干潟は、西半分が埋立てによって失われたものの、全国的にも有名な水鳥の飛来地である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広島湾は、牡蠣の養殖を主とした漁業が盛んに営まれている。 ・広島湾に面する地域は、工場地帯としてエネルギーの消費量も多く、また、排出される温室効果ガス及び廃棄物が多い。また流通拠点であるため、自動車による大気汚染、騒音が問題となっている。 ・広島湾は、すべての環境基準点において海域の汚濁を表す代表的な項目であるCODが、環境基準を達成していない。 ・広島西飛行場付近は、航空機騒音の影響がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内海に浮かぶ島々は美しい景観を形成しており、また、広島湾、似島、元宇品などは、瀬戸内海国立公園に指定されている。 ・元宇品は、海にふれあえる場、自然林散策の場として市民に利用されている。 ・八幡川河口の干潟は、野鳥の観察の場として市民に利用されている。 ・似島は、親水機能をもった自然海岸が存在し、釣りやハイキングの場として利用されている。 ・江波山公園は憩いの場として、広島湾は釣りの場として、利用されている。 ・江波山公園内にあるヒロシマエバヤマザクラは天然記念物に指定されている。 ・自然海岸や人が海にふれあえる空間が少ない。
(4) 安佐南区東部・高陽地域	<ul style="list-style-type: none"> ・山地部は、住宅団地の造成により、山林が減少しているが、ギフチョウなどの希少生物の生息域となっている。 ・太田川が地域の中心を流れ、多様な生物の生息の場となっている。 ・荒谷山国有林など良好な自然林もあるが、植林も多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高陽地区は、大規模な住宅団地が開発され商業・業務機能等の集積が進んでいる。 ・祇園地区は、比較的古くからの住工混在地区であるとともに、アストラムライン、JR可部線、国道54号が南北に走り、山陽自動車道が東西に横切る、交通の要所として機能している地域である。 ・広島インターチェンジ周辺は、郊外型の大規模店舗などの集積が著しい。 ・アストラムライン沿線の平地部などでは、住宅建設が活発に行われている。 ・幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。 ・大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって交通渋滞が発生している。 ・古川は、水質の汚濁を表す代表的な指標であるBODが環境基準を達成していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・武田山から太田川を横切り高陽地区にかけて中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。 ・太田川や三篠川は水遊びや釣りの場として、武田山及び権現山はハイキング、野鳥の観察の場として利用されている。 ・武田山の銀山城跡、西願寺山墳墓群などが史跡に指定されている。 ・長束の蓮華松、温井八幡の乳下りイチョウなどが天然記念物に指定されており、貴重な植生が多く存在する。
(5) 西風新都地域	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な都市建設が進められており、山林が大きく減少している。 ・大規模な地形改変に伴い、土砂の流出の増大や水源かん養機能の低下が懸念される。 ・山麓は、ギフチョウなど希少生物の生息域となっているが、開発事業による生息地の分断が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・都心部の一極集中を避けるために、職住近接を目指した都市づくりの過程にある。 ・幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。 ・大塚川及び石内川は、水質の汚濁を表す代表的な指標であるBODがひろしま西風新都環境管理指針（平成元年3月）に定める環境保全目標を達成していない。 ・奥畑川は、良好な水質を保持している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大茶臼山から窓ヶ山にかけて、中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。 ・奥畑川では、地元住民によるホテルの保護が図られている。 ・神原のシダレザクラは、天然記念物に指定されている。 ・臼山八幡神社には、貴重な巨樹群落が見られる。 ・都市景観に配慮された建物配置、土地利用が図られている。また、一部の住宅地では電線が地中化されている。

地域別の環境特性(2)

地域区分	自然環境	生活環境(地球環境含む)	快適環境
(6)可部地域	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の周辺には、白木山をはじめ大規模な山塊があり、多様な生物が生息している。 山からまちにかけて河川が流れ、市街地には小河川・水路網が張り巡っている。 山地部は、アカガシなどの常緑広葉樹林が発達し、部分的にコナラなどの落葉広葉樹林が混じっている。 福王寺山、南原峡、備前坊山、三入八幡宮神社等には、自然度の高い植物群落がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。 太田川、南原川など、水質の良好な河川が流れている。 地域を通過する自動車が多く、時間帯によっては幹線道路及びその周辺道路で交通渋滞が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 北部の南原峡は県自然公園に指定されており、自然とふれあうキャンプ場として市民に利用されている。 中部の福王寺山は、県自然環境保全地域に指定されている。 可部から福王寺の自然林、そして南原峡にかけて、県自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。 友広神社のイチョウ、可部町中野の千代の松などが天然記念物として指定されている。 南原川、根の谷川上流域はホタルの生息空間となっている。 市街地周辺には、熊谷氏の遺跡、青古墳群等多くの史跡が存在し、旧街道の街並みとあわせて歴史的資源が豊富である。 市街地に古い街並みが残っている。
(7)太田川中流域	<ul style="list-style-type: none"> 大部分の地域が植林、自然林及び田畑で占められ、豊かな自然が残っている。 地域の中心に太田川が流れており、貴重な自然環境資源になっている。 太田川は著しく蛇行しており、多様な地形・地質が見られる。 太田川本流には、キシツツジ群落などの川岸植生が発達し、古生層からなる支流の宇賀峡、瀬谷などではアカマツやヒノキの林がみられる。 阿戸のモミ林など貴重な植物群落がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に工場等が少なく、環境の状況は総じて良好である。 吉山川一帯及び鈴張川一帯は、農用地区域(将来とも農用地などとして利用すべき土地の区域)が広がっている。 山地が多く、林業が比較的盛んに営まれている。 道路空間も快適であり、渋滞も少ない。集落が奥深い山あい形成されている。 鈴張川、吉山川及び高山川は、良好な水質を保持している。 太田川中流域は、水質が良好で、環境省の名水百選に選定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 太田川は、どの流域も非常に景観・親水性に優れ、多くの場所で釣り、水浴、キャンプなどレクリエーションの場として利用されている。 鈴張川、小河内川、高山川、吉山川上流域は、ホタルの生息空間となっている。 宇賀峡は、自然とのふれあいの場として、ハイキングなどで利用されている。 花みどり公園には四季の花を見るため、安佐動物公園には動物とのふれあいや観察のため、多くの市民が訪れている。 谷あいには棚田があり、里山の環境が残されている。 宮野八幡神社の大エノキ、養山八幡神社の社叢などが天然記念物に指定されている。
(8)三篠川流域	<ul style="list-style-type: none"> 大部分の地域が植林、自然林、田畑などで占められ、豊かな自然が残っている。 大屋敷の溪谷や正木の大滝・小滝など貴重な地形が存在している。 市街地周辺には、白木山をはじめ大規模な山塊があり、多様な生物が生息している。 栄堂川周辺には、里山の環境がある。 白木山のブナ林をはじめ、鎌倉寺山及び長者山には、貴重な植物群落がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 三篠川、関川などは良好な水質を保持している。 三篠川の両岸一帯は、農用地区域(将来とも農用地などとして利用すべき土地の区域)が広がっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 白木山、神ノ倉山は、自然とのふれあいの場としてハイキングなどに利用されている。 三篠川は、水浴、釣りなどレクリエーションの場として市民に利用されている。 栄堂川周辺には里山景観が見られる。 新宮神社の大イチョウが天然記念物に指定されている。 湯坂川流域はホタルの生息地域となっている。 三篠川中流域は野鳥の飛来地域となっている。
(9)安芸地域	<ul style="list-style-type: none"> 瀬野川流域は、平地部が少なく、急峻な山地が連なっている。 山地部は、二次林や植林が多く、自然度の高い森林は少ないが、山麓は、ギフチョウなど希少生物の生息域となっている。 瀬野川の中上流域、藤ヶ丸及び呉婆々山塊には一部に良好な自然植生が残されている。 馬木八幡神社、切幡神社には、シイを主体とした貴重な植物群落がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 瀬野川に沿った地域は、中・小規模の工場・事業場が多く建ち並んでいる。 少ない平野部に古くからの住宅が建ち並び、山あいには新興住宅地が建設されつつある。 瀬野川に沿って、農用地区域(将来とも農用地などとして利用すべき土地の区域)が広がっている。 幹線道路は、地域を通過する自動車が多く、また、住宅団地からの自家用車により、時間帯によっては、交通渋滞が発生している。 瀬野川下流区域では、水質の汚濁を表す代表的な指標であるBODが環境基準を達成していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 蓮華寺山は、県緑地環境保全地域に指定されるとともに、憩いの森として整備されている。 呉婆々山や藤ヶ丸山などの山地には、森林公園や緑化植物公園が整備され、植物の観察及び憩いの場として利用されている。また絵下山公園は、自然と親しむ憩いの場として利用されている。 矢野地区から温品地区にかけて中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。 馬木八幡神社の社叢、切幡神社の大ケヤキとシイ林が天然記念物に指定されている。 瀬野川、瀬野川上流域は、ホタルの生息空間となっている。 瀬野川が、地域の中心を流れており、親水性の高い空間となっている。 木の宗山銅鐸銅剣出土地、豊谷弥生遺跡群、矢野城跡など、多くの史跡が存在している。また、船越町・矢野町には古い街並みが見られる。
(10)五日市地域	<ul style="list-style-type: none"> 地域の中心を八幡川が流れており、また、急峻な山地が北部を占めている。 山地部は、住宅団地の造成により、山林が減少しているが、山麓は、ギフチョウなど希少生物の生息域となっている。 極楽寺山では、森林環境の良好さの指標となるシジュウカラ、ヤマガラなどが繁殖している。 窓ヶ山・魚切渓谷には、一部に良好な自然植生が残されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 南側の平地は市街地になっている。中北部の山地には、斜面地を利用した住宅が多く建ち並んでいる。 八幡川下流では、水質の汚濁を表す代表的な指標であるBODが環境基準を達成していない。 幹線道路の沿道では、自動車による大気汚染、騒音の影響が大きい。 大規模な住宅団地が近接して存在し、団地からの自家用車により、幹線道路及びその周辺道路では時間帯によって交通渋滞が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> 魚切ダム及び極楽寺山は野鳥の観察場所として、広島市植物公園は植物の観察及び憩いの場として市民に利用されている。 窓ヶ山から五日市市街地にかけて山地部を縫うように、中国自然歩道が設けられ、ハイキングなどに利用されている。 八幡川は、市民のレクリエーション・イベント等にも活用されている。

出典：平成13年(2001年)10月 広島市環境基本計画

資料 3-8 : 広島市における開発事業と環境保全に関する主な紛争事例

年度	主要な環境問題等
昭和62年	広島市は、市内安佐北区可部町にごみ焼却処理場（200t/日）の建設を計画し、58年度に地元住民に提示して協議を行っていたが、62年6月に地元自治会の対策協議会等と公害防止協定に調印し、63年3月から建設に着手する。しかし、一部自治会は住民の健康被害をもたらすなどとして建設に反対しており、市では今後とも引続き理解を求めていくことにしている。
昭和62年	広島～松山～大分を結ぶ国内初めての都市間通勤用（近距離定期航空便）が62年4月29日から就航を開始したが、広島空港周辺の住民で組織する住民団体（約6,000世帯）では、就航に対して住民の同意を得ていないとして広島県及び広島市に抗議した。広島県では、通勤用を利用する航空機は19人乗りの小型プロペラ機であり、騒音は小さく直接住民の同意の必要はないとしながら今後とも住民の理解を求めていくこととしている。
平成8年	広島市南区出島沖の埋立計画について、2つの市民グループが広島市議会に対し、出島沖港湾整備事業の中止を求め請願を提出
平成8年	広島市議会建設委員会は、出島沖埋立計画中止等の3件の請願を不採択
平成8年	広島市南区出島沖の埋立計画に反対する市民団体が運輸大臣に対し、事業の凍結等を求める陳情書を提出
平成8年	広島市は安佐北区大谷地区に建設計画中の不燃ごみ埋立地に関する環境影響評価報告書を市議会に提出
平成10年	広島市南区の洋光台団地内で進められている中国電力の変電所建設などをめぐり、周辺住民らが建築確認などの取り消しを市長に求める訴訟を広島地裁に提訴
平成11年	広島市長が、安佐北区白木町に計画している不燃ごみの埋立処分場新設について推進する考えを表明
平成12年	広島市西区の国道2号西広島バイパス観音高架の延伸に反対する住民が、平成11年7月、県公害審査会に建設省との公害調停を申請した。なお、平成11年10月に第1回目の調停委員会を開催した。
平成12年	広島市西区の国道2号西広島バイパス観音高架の延伸に反対する住民が、県公害審査会に建設省との公害調停を申請
平成12年	広島市南区の出島地区埋立事業用地に県が計画している廃棄物処理場は環境を汚染するとして、町内会長が知事に反対の意見書を提出

資料：全国環境事情（昭和62年～平成12年）

資料 3-9 : 広島市の面積・世帯数及び人口の状況

区分	面積		世帯数 (世帯)	人口(人)			人口密度 (人/km ²)
	(km ²)	比率(%)		平成5年	平成12年	増減(H12/H5)	
中区	15.34	2.1	63,187	127,981	121,939	0.95	7,949
東区	39.38	5.3	50,810	125,066	124,085	0.99	3,151
南区	25.80	3.5	61,993	139,580	135,106	0.97	5,237
西区	35.67	4.8	79,476	177,476	178,464	1.01	5,003
安佐南区	117.19	15.8	79,973	178,421	204,585	1.15	1,746
安佐北区	353.35	47.6	58,361	153,861	160,358	1.04	454
安芸区	94.02	12.7	29,215	72,091	76,018	1.05	809
佐伯区	61.00	8.2	47,539	121,895	127,280	1.04	2,087
合計	741.75	100.0	470,554	1,096,371	1,127,835	1.03	1,521

資料：第23回広島市統計書平成13年版（2001年）広島市（平成14年3月）

資料 3-10 : 広島市の土地利用動向

単位：千㎡

区分	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	増減 (H13/H8)	構成比 (H13、%)	
総面積	344,058	345,677	345,166	344,933	344,245	343,608	-450	100.0	
宅地	総数	73,094	73,817	74,821	75,586	76,172	77,010	3,916	22.4
	商業地区	2,648	2,724	2,733	2,736	2,736	2,740	92	0.8
	工業地区	8,088	8,201	8,191	8,300	8,445	8,532	444	2.5
	住宅地区	56,823	57,199	58,158	58,763	59,208	59,917	3,094	17.4
	その他	5,535	5,693	5,739	5,787	5,783	5,821	286	1.7
田	30,841	30,149	29,819	29,436	28,919	28,493	-2,348	8.3	
畑	14,097	14,067	13,903	13,785	13,695	13,556	-541	3.9	
山林	205,694	207,127	206,347	205,208	204,475	203,506	-2,188	59.2	
原野	3,489	3,539	3,486	3,438	3,467	3,422	-67	1.0	
池沼	37	35	35	34	33	38	1	0.0	
塩田、牧場、鉱泉地	-	-	-	-	-	-	-	-	
雑種地	14,354	14,477	14,286	14,982	15,029	15,132	778	4.4	
軌道用地	2,452	2,466	2,469	2,464	2,455	2,451	-1	0.7	

出典：第23回広島市統計書平成13年版（2001年）広島市（平成14年3月）

資料 3-11 : 広島市の区別・地目別土地面積（平成 13 年）

上段：土地面積（千㎡）、下段：構成比（%）

区 分	中区	東区	南区	西区	安佐南区	安佐北区	安芸区	佐伯区	合計	
総面積	5,867	16,129	13,330	15,608	58,922	174,007	34,645	25,100	343,608	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
宅地	総数	5,767	6,162	9,634	10,978	13,682	15,352	6,669	8,766	77,010
		98.3	38.2	72.3	70.3	23.2	8.8	19.2	34.9	22.4
	商業地区	1,335	95	487	358	227	22	-	216	2,740
		22.8	0.6	3.7	2.3	0.4	0.0	-	0.9	0.8
	工業地区	1,112	59	3,252	1,929	638	379	1,065	98	8,532
		19.0	0.4	24.4	12.4	1.1	0.2	3.1	0.4	2.5
	住宅地区	3,320	5,996	5,650	8,691	12,809	9,410	5,601	8,440	59,917
56.6		37.2	42.4	55.7	21.7	5.4	16.2	33.6	17.4	
その他	-	12	245	-	8	5,541	3	12	5,821	
	-	0.1	1.8	-	0.0	3.2	0.0	0.0	1.7	
田	-	1,149	-	157	4,581	16,911	3,625	2,070	28,493	
	-	7.1	-	1.0	7.8	9.7	10.5	8.2	8.3	
畑	17	855	852	718	2,517	5,861	1,543	1,193	13,556	
	0.3	5.3	6.4	4.6	4.3	3.4	4.5	4.8	3.9	
山林	8	6,760	1,998	2,382	32,890	127,985	20,866	10,617	203,506	
	0.1	41.9	15.0	15.3	55.8	73.6	60.2	42.3	59.2	
原野	-	21	1	20	358	2,425	385	212	3,422	
	-	0.1	0.0	0.1	0.6	1.4	1.1	0.8	1.0	
池沼	-	-	-	1	17	18	1	1	38	
	-	-	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
塩田、牧場、鉱泉地	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
雑種地	37	856	437	1,084	4,757	4,802	1,009	2,150	15,132	
	0.6	5.3	3.3	6.9	8.1	2.8	2.9	8.6	4.4	
軌道用地	38	326	408	268	120	653	547	91	2,451	
	0.6	2.0	3.1	1.7	0.2	0.4	1.6	0.4	0.7	

資料：第23回広島市統計書平成13年版（2001年）広島市（平成14年3月）

資料 3-12 : 広島市の産業大分類別就業者人口

単位：総数（人）、構成比（％）

区分	第一次産業		第二次産業		第三次産業		分類不能の産業		合計	
	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比	総数	構成比
平成2年	9,961	1.9	154,118	28.6	369,479	68.7	4,231	0.8	537,789	100.0
平成7年	9,906	1.7	148,714	26.0	408,643	71.3	5,476	1.0	572,739	100.0
平成12年	7,352	1.3	136,824	24.2	411,140	72.7	10,171	1.8	565,487	100.0
中区	204	0.3	10,913	16.7	52,398	80.4	1,662	2.6	65,177	100.0
東区	347	0.6	13,041	21.8	45,668	76.2	871	1.4	59,933	100.0
南区	265	0.4	16,396	23.5	51,889	74.3	1,273	1.8	69,823	100.0
西区	459	0.5	18,417	20.3	69,700	76.9	2,020	2.3	90,596	100.0
安佐南区	2,090	2.0	26,296	25.8	71,914	70.5	1,733	1.7	102,033	100.0
安佐北区	2,626	3.4	24,841	31.9	49,266	63.2	1,167	1.5	77,900	100.0
安芸区	652	1.7	12,320	32.2	24,888	65.1	360	1.0	38,220	100.0
佐伯区	709	1.1	14,600	23.6	45,417	73.5	1,079	1.8	61,805	100.0

出典：第23回広島市統計書平成13年版（2001年）広島市（平成14年3月）

資料 3-13 : 広島市の市内総生産

経済活動別分類	平成 10 年度 (百万円)	平成 11 年度 (百万円)	対前年度増加率(%)		構成比(%)	
			平成 10 年度	平成 11 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
1 産業	4,581,555	4,501,125	-2.6	-1.8	95.0	95.1
(1)農林水産業	7,910	8,070	-13.4	2.0	0.2	0.2
農業	4,714	4,282	3.9	-9.2	0.1	0.1
林業	570	384	-32.9	-32.6	0.0	0.0
水産業	2,626	3,404	-30.0	29.6	0.1	0.1
(2)鉱業	930	860	-8.3	-7.5	0.0	0.0
(3)製造業	608,006	581,023	-8.3	-4.4	12.5	12.2
(4)建設業	313,624	283,363	-6.0	-10.7	6.5	6.0
(5)電気・ガス・水道業	130,445	136,523	1.1	4.7	2.8	2.9
(6)卸売・小売業	1,216,268	1,168,221	-4.6	-4.0	25.1	24.6
(7)金融・保険業	244,437	255,464	-0.4	4.5	5.1	5.4
(8)不動産業	539,731	544,121	2.3	-0.8	11.2	11.5
(9)運輸・通信業	369,141	360,554	-3.5	-2.3	7.6	7.6
(10)サービス業	1,151,063	1,162,926	1.1	1.0	23.8	24.5
2 政府サービス生産者	392,132	393,122	1.1	0.3	8.1	8.3
(1)電気・ガス・水道業	18,989	20,093	5.1	5.8	0.4	0.4
(2)サービス業	131,481	130,479	1.7	-0.8	2.7	2.8
(3)公務	241,662	242,550	0.5	0.4	5.0	5.1
3 対家計民間非営利サービス生産者	103,677	97,973	-0.8	-5.5	2.1	2.1
(1)サービス業	103,677	97,973	-0.8	-5.5	2.1	2.1
4 小計(=1+2+3)	5,077,364	4,992,220	-2.3	-1.7	105.2	105.4
5 輸入税	4,447	4,761	-3.4	7.1	0.1	0.1
6 (控除)その他	30,057	30,084	-1.4	0.1	0.6	0.6
7 (控除)帰属利子	225,488	230,434	1.3	2.2	4.7	4.9
市内総生産(=4+5-6-7)	4,826,266	4,736,463	-2.5	-1.9	100.0	100.0

出典：第 23 回広島市統計書平成 13 年版（2001 年）広島市（平成 14 年 3 月）

資料 3-14 : 環境保全に係るボランティア団体等活動状況

No	団体名	代表者	住所	会員数
1	愛する熱帯多雨林のために再生紙で名刺を作る会	久保 允誉	〒730-0031 中区紙屋町 2-1-18	200 人
2	明るい社会づくり運動安芸区協議会	高山 義信	〒735-0025 安芸郡府中町鹿籠 2-17-12	155 人
3	明るい社会づくり運動西区協議会	石栗 實	〒733-0834 西区草津新町 2-21-46	423 人
4	明るい社会づくり運動広島県協議会	河合 護郎	〒732-0052 東区光町 2-1-14 広島県立生涯学習センター2F	5700 人
5	井口 5 丁目町内会 井口 5 丁目子ども会	竹末 耕三	〒733-0842 西区井口 5-9-27	619 人
6	特定非営利活動法人 ウィル・フレアー	江夏 裕盛	〒730-0031 中区八丁堀 4-12 第三京口ビル 3F	22 人
7	エコロジー研究会ひろしま	久保 允誉	〒730-8620 中区紙屋町 2-1-18	50 人
8	太田川 Clean Club	菊地 和生	〒731-0221 安佐北区可部 3-2-20	40 人
9	可部カラスの会	友廣 大造	〒731-0232 安佐北区亀山南 2-1-3	58 人
10	「環・太田川」	原 哲之	〒733-0852 西区鈴が峰町 40-8-202	150 人
11	環境と健康を考える会	沖本 博子	〒731-0102 安佐南区川内 6-18-14	9 人
12	環境を考える市民サークル 「宇宙船地球号の会」	竹本 伸	〒733-0815 西区己斐上 2-51-25	約 70 人
13	グリーンコンシューマー・ひろしま	石田 亜矢	〒730-0015 中区橋本 7-4-301	20 人
14	グリーンマザー	沼田 憲治	〒730-0014 中区上幟町 9-35	25 人
15	芸北自然保護レンジャー	林 浩三	〒739-0132 東広島市八本松町正力 130-184	10 人
16	源流をたずねる会	井出 三千男	〒731-3352 安佐北区安佐町後山 1637	約 300 人
17	四季の森	中村 和子	〒730-0044 中区宝町 10-9	33 人
18	自然・文化創造工場広島事業部	濱岡 寛次	〒738-0034 廿日市市宮内的場 1788-5	250 人
19	特定非営利活動法人 市民参画推進センター	金平 秀淑	〒727-0402 比婆郡高野町大字新市 223-1	10 人
20	食・緑・水・環境を守る広島県民会議	中垣 八朗	〒732-0825 南区金屋町 1-17	20 人/ 20 団体
21	住みよい<広島-世界>をめざす輪の会	石丸 紀興	〒730-0013 中区八丁堀 1-23 ヴェル八丁堀 615	約 10 人
22	地域を美しくする会	木原 伸雄	〒739-1731 安佐北区落合 4-1-7	17 人
23	デポジット法制定ネットワーク広島	狩野 美紀子	〒733-0022 西区天満町 9-8	43 人
24	並木通り商店街振興組合	下井 良昭	〒730-0029 中区三川町 3-12 並木カール 6F	83 人
25	「仁保こども地球探検クラブ」応援隊	浜岡 渉	〒734-0024 南区仁保新町 1-8-6	13 人
26	財団法人 日本野鳥の会広島県支部	大田 崇	〒733-0011 西区横川 3-9-3 小田ビル 1F	970 人
27	日本を美しくする会・広島清掃に学ぶ会	井辻 栄輔	〒731-0135 安佐南区長束 5-6-8	250 人
28	花でかざろう真亀の会	栗原 勝之	〒739-1741 安佐北区真亀 3-7-17	100 人

No	団体名	代表者	住所	会員数
29	広島環境サポーターネットワーク	柴田 幸子	〒731-0143 安佐南区長楽寺 1-47-21	248 人
30	ひろしま環境フォーラム	宮田 賢二	〒730-0013 中区八丁堀 4-12	15 人
31	広島希少鳥類研究会	飯田 知彦	〒732-0048 東区山根町 27-1-422	10 人
32	広島草木に親しむ会	和田 千恵香	〒731-5136 佐伯区楽々園 5-19-16	40 人
33	広島クマタカ生態研究会	飯田 知彦	〒732-0048 東区山根町 27-1-422	11 人
34	広島県漁協婦人部連合会	酒井 絹枝	〒730-0051 中区大手町 2-9-6	24 団体 1287 人
35	広島県ゴルフ場問題連絡会	原戸 祥次郎	〒733-0033 西区観音本町 1-17-17	20 人/団体
36	広島県生物環境学会	飯田 知彦	〒737-0004 呉市阿賀南 6-17-16	4 団体
37	広島自然観察会 (広島県自然観察指導員連絡会)	加藤 正嗣	〒731-0221 安佐北区可部 4-6-21-11	280 人 (自然観察指 導員 113 人、 一般 167 人)
38	ひろしま自然の会	守屋 節男	〒737-0004 呉市阿賀南 6-17-16	50 人
39	広島市ネイチャーゲームの会	住吉 和子	〒738-0054 廿日市市阿品 4-27-18	約 50 人
40	ひろしま市民活動ネットワーク HEART to HEART	竹本 伸	〒730-0051 中区大手町 1-5-31	30 人
41	特定非営利活動法人 ひろしま生涯教育研究所	斎藤 清三	〒730-0041 中区小町 1-5 高山ビル 3 階	75 人
42	広島地区生活研究グループ連絡協議会 福田グループ	山迫 美智枝	〒732-0029 東区福田 5-1694	16 人
43	広島中央部地区環境保全対策協議会	原 時彦	〒730-0035 中区本通 8-18	23 団体
44	「ひろしま鳩の会」「やる樹隊」	筒井 恵美子	〒730-0001 中区白島北町 18-1-911	10 人
45	ひろしま人と樹の会	荒川 純太郎	〒734-0002 南区西旭町 10-9	200 人
46	広島銘水研究会	佐々木 健	〒739-0321 安芸区中野 6-20-1	15 人
47	広島 YMCA	林 辰也	〒730-8523 中区八丁堀 11-11	400 人
48	平和大通樹の会	安田 房子	〒730-0044 中区宝町 3-15	8 人
49	特定非営利活動法人 松笠山の会	金平 秀淑	〒732-0014 東区戸坂数甲 2-2-43-1216	20 人
50	南観音花・はな愛好会	西田 春人	〒733-0036 西区観音新町 2-16-46	6 人
51	森と水と土を考える会	原戸 祥次郎	〒733-0022 西区天満町 9-8	140 人
52	もりメイト倶楽部 Hiroshima	見勢井 誠	〒730-0002 中区白島中町 12-4	90 人
53	安川のかもを守る会	舟木 保江	〒731-0141 安佐南区相田 1-10-34	-
54	吉見園公民館スマイルクラブ	梶原 強	〒731-5132 佐伯区吉見園 2-6	16 人

資料 4-1：戦略的環境アセスメントの定義

戦略的環境アセスメント（SEA）とは、「政策、計画、プログラム」を対象とする環境アセスメントである。事業に先立つ上位計画や政策などのレベルで、環境への配慮を意思決定に統合（意思決定のグリーン化）するための仕組み。

- ・ 戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment、以下、SEA という）とは、政策（policy）、計画（plan）、プログラム（program）の3つのPを対象とする環境アセスメントである。すなわち、
「政策、計画、プログラム」の3つのPを対象として、
その熟度を高めていく過程において、十分な環境情報のもとに適切に環境保全上の配慮を行うための手続きと理解されている。
- ・ 「戦略的環境アセスメント」と呼ばれているのは、SEAが事業（project）に先立つ上位計画や政策等の「戦略的な（strategic）」意思決定に対して行われる環境アセスメントであるからである。
- ・ 3つのP（政策、計画、プログラム）といっても内容は様々であるが、事業との関係では以下のような種類のものが含まれる。
 - 複数の事業等を総合した地域全体の開発計画（例：総合開発計画、圏域計画等）
 - 事業そのものを決定するものではないが、事業量の総枠を規定する計画（例：各種5か年計画等）
 - 個々の事業に直接結びつくものではないが、事業の内容を拘束する政策・計画（例：土地利用計画、資源の有効な利用の促進に関する基本方針）
 - 個々の事業についての構想や基本計画（例：高速道路の基本計画）
- ・ なお、上記のうち ~ は、いわゆる事業（project）に対する環境アセスメントとはそもそも対象を異にする。 は対象としては同一の「事業」であるが、その環境配慮を実施段階ではなく、より早期のいわゆる「計画」段階で行うというものであって、事業の実施段階での環境アセスメントとの間に明確な区別がない。すなわち、事業の実施段階での環境アセスメントの体系においても運用により一定のSEA的検討が可能であることに注意を要する。

出典：戦略的環境アセスメント総合研究会「戦略的環境アセスメント総合研究会報告書」（平成12年8月）

資料 4-2：環境配慮のあり方が問題となり事業に係る意思決定が大きく左右された事例

【藤前干潟の埋立】

藤前干潟は、名古屋港の奥に広がる約 90ha の干潟であり、シギ、チドリ等の飛来地として全国的に有名である。名古屋市は、1980 年代からここで一般廃棄物最終処分場の設置を計画しており、自然保護団体等の反対により計画の縮小・延期を余儀なくされていたが、平成 6 年から環境影響評価の手続きを実施した。水鳥への影響と代償措置としての人工干潟による影響軽減・緩和が大きな論点となっていたが、市の環境影響評価審査会では影響は明白とされたものの、埋立を容認する方向で事態は進展した。しかし、環境庁（当時）が干潟改変に対する見解を出したことで事態は反転し、埋立の断念が決まった。

この事例では、代償措置の是非が第一の争点であったものの、そもそも代替案検討を十分に行わずに処分場の適地としたことが、問題の発端となったことを指摘できる。適地選定を実施する段階において、立地点の代替案を検討することで、藤前干潟とは別の区域の案を検討することが可能であったと思われる。また、公衆への意見聴取を行うことにより、水鳥への影響を早くから評価項目に加えることにより、藤前干潟を適地として選定する確率が少なくなり得たと思われる。また、藤前干潟を適地として選定した場合であっても、代替案検討を行うことにより、市民の理解は得やすくなっていたのではないかとと思われる。

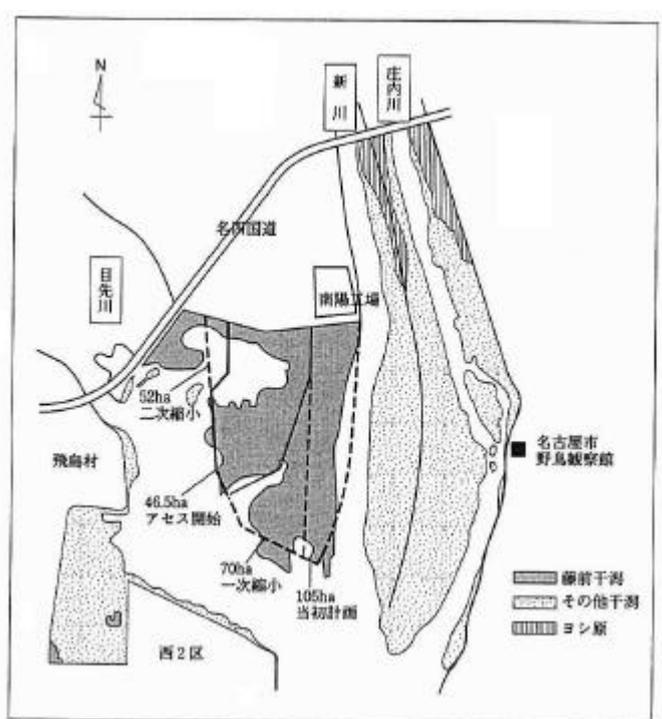


図 藤前干潟の埋め立て計画の変遷

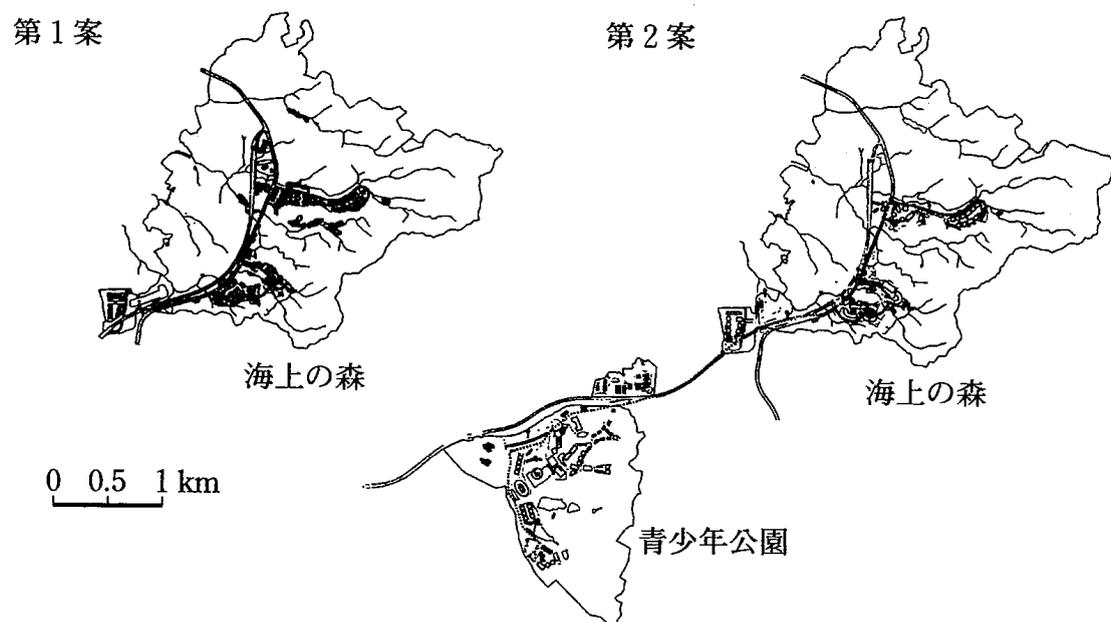
出典：原科幸彦他「改訂版 環境アセスメント」((財)放送大学教育振興会、平成 12 年 3 月)

原典：辻淳夫・藤前干潟から見た環境アセスメント(松行康夫等「環境経営論」税務経理協会、平成 11 年)

【愛知万博（日本国際博覧会）会場】

愛知万博は、平成 17 年に愛知県瀬戸市で開催を予定されている日本国際博覧会であり、「新しい地球創造 - 自然の英知」をテーマとしている。海上の森（かいしよのもり）を会場としたが、このメイン会場となる森の自然環境の価値をめぐり、自然保護と開発をどのように調和させるかが争点となった。環境影響評価法の施行に先駆け、平成 10 年に環境影響評価実施計画書を提出して環境アセスメントの手続きに入ったが、平成 11 年にはオオタカの営巣地が日本野鳥の会愛知県支部によって確認され、また、パリの万国博覧会国際事務局が跡地利用（ニュータウン計画）における環境対策の不備を指摘するなどされたため、会場の位置及び施設等の配置計画の大幅な見直しを迫られた。

この事例では、会場の適地選定段階においては、事前の環境情報の収集に不足があったこと、また代替案検討を含む十分な検討がなされていなかったこと、土地利用計画においても回避・低減の措置の検討が不十分であったことが問題点として指摘される。準備書提出以前において、適地選定及び施設配置計画（土地利用計画）を複数案検討し、概略的な調査を行うことによって、現在行われている計画策定上の手戻りは防げたはずである。また、公衆からの意見聴取により、オオタカの営巣等の情報を事前に収集し、計画策定上活用できた確率は高い。



図：愛知万博アセスメントの代替案

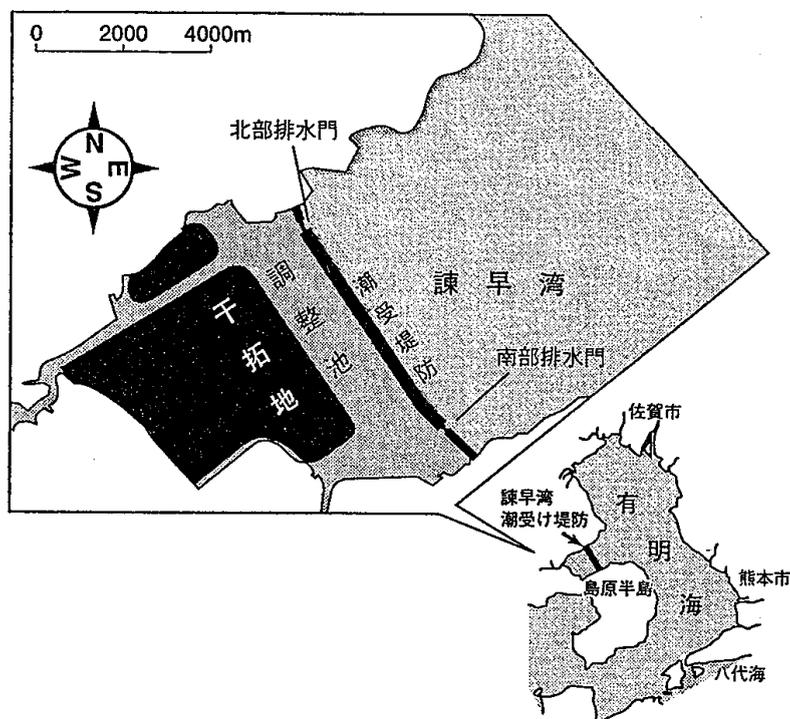
出典：原科幸彦他「改訂版 環境アセスメント」（（財）放送大学教育振興会、平成 12 年 3 月）

注：第 1 案は、実施計画書時点（平成 10 年 4 月）、第 2 案は評価書時点（平成 11 年 10 月）のもの。その後、さらに計画案が縮小され、それに伴う評価書の修正作業が進められている。

【諫早湾の干拓】

諫早湾干拓は、1950年代に長崎大干拓構想として打ち出されたが、その後コメが余る状況で事業規模の縮小を余儀なくされ、昭和61年に湾中央部を全長7kmの潮受け堤防で閉め切り、3,550haを干拓地と調整池にするという現計画が決まった。すでに事業に着手していたことから環境影響評価は実施されず、施設の建設は進み、平成9年に潮受け堤防の中央部が閉じられ、干拓が開始された。その後、これにより堤防内の生物が生息できない状況に陥ったほか、調整池内の水質が悪化し、それが有明海に放流されノリ養殖等に影響が出ていると報道され、水門の開放が事業者によって検討されるなど、依然として問題は続いている。

この事例では、計画の必要性が薄れているにもかかわらず、その見直しがなされなかったこと、事業の続行が優先され、環境面の配慮が軽視されたことが問題点である。もともと環境影響評価の対象外の事業であったが、仮に潮受け堤防の工事が完了し、堤を締め切る前の段階で適用したとすれば、何もしない（締め切らない）案と締め切る案、あるいは部分的・時期的に水門を開放する案について代替案検討を行い、事業面の評価と環境面の評価の調整を行うことが可能であったと考えられる。また、予測・評価すべき項目についても、公衆意見を踏まえ、影響を見落とすことがないようにあらゆる側面から検討を行うことも可能であったと思われる。これによって将来の事業面、環境面にわたる得失を十分に吟味することができ、合意形成を図ることが可能であったのではないかとと思われる。



図：諫早湾と調整池

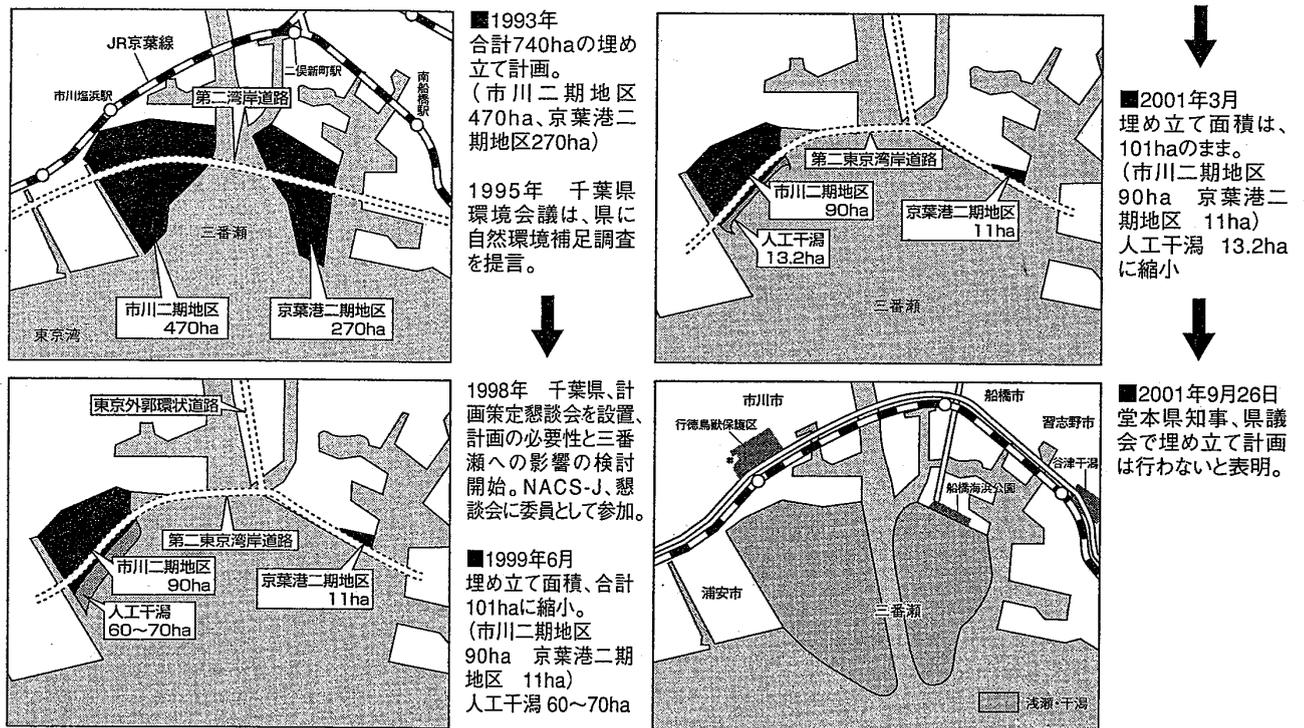
注：図は、(財)日本自然保護協会「自然保護」(2001年5月)の図を一部修正して作成した。

【三番瀬の埋立】

三番瀬は東京湾に残された数少ない干潟であり、水鳥の飛来地となっているほか、地元住民のリクリエーション地であり、また、湾内の水質浄化に寄与しているとされている。

三番瀬の開発（埋立）は、昭和30年代から計画されており、平成5年に総面積740haに及ぶ開発計画が策定され、千葉県における大規模開発事業の事前審査制度である「千葉県環境会議」に付議された。千葉県環境会議では数年に渡り慎重な検討を行い、埋立規模の縮小が適当との見解を出し、平成11年には当初計画を7分の1にした101haへの縮小案が提出された。だが、平成13年に堂本知事の当選により、計画は撤回され、三番瀬全体の再生（埋立を行わない場合にどうしていくのか）を検討していくこととなった。

この事例では、事業者側があくまで1案に固執し、代替案の検討を行わなかったため、計画の決定までに非常に長い時間を要したことが問題点として指摘できる。現行の埋立計画を策定し、千葉県環境会議に諮問した段階でSEAを適用し、かつ事業面の評価を合わせて行っていたとすれば、現時点での計画撤回という結論には至らなかったかもしれないが、計画の縮小と合理性のある事業規模に関して合意形成が図られていた可能性が高い。



NACS-J: The Nature Conservation Society of Japan ((財)日本自然保護協会)

図 市川二期・京葉二期地区埋立計画の見直しの経緯

出典：(財)日本自然保護協会「自然保護」(2001年12月)

資料 4-3：事業実施段階の環境アセスメントの限界

4 - 2 早期段階での環境配慮と環境影響評価の実施時期

我が国の環境影響評価は、事業の立地地点や基本的諸元等事業の概略が固まった段階で、手続きが開始されているが、この段階では環境影響評価の結果が事業内容の変更等に反映されにくい等の指摘がある。とりわけ、自然環境については、具体的な改変が行われてからでは、影響の修正や代償を行うことが困難であり、早い段階から調査を行い、対策を検討することが重要となる。

一方、具体的な事業の諸元が明らかにされていない段階では、環境影響の調査・予測に限界が生じるため、効果的な環境影響を行うためには、環境影響評価が開始される前に、ある程度、具体的な事業の諸元が明確にされることが必要との要請がある。事業の熟度を高めて行く過程は各事業種ごとに異なっており、最も適切に環境影響評価を行いうる時期を各事業種ごとに具体的に検討する必要がある。

また、主要諸国や我が国の地方公共団体においては、環境影響評価準備書の作成のための調査を開始する前にスコーピング手続や環境影響評価の実施計画書の提出などの事前手続を導入することが広まりつつある。このような事前手続は、論点を絞り、効率的でメリハリの効いた予測評価や関係者の理解の促進、作業の手戻りの防止等の効果が期待されるとともに、調査の開始から準備書の提出までの間にはかなりの期間を要する場合もあり、提供された有益な情報がこの間に活用できることから、事後計画の早期段階での環境配慮に資することが期待される。

一方、事前手続において、時間や事務量のいたずらな増大を懸念する指摘もある。また、用地取得の前に事業計画を公表することは、事業内容によっては、用地の取得を困難とし、地価の上昇を招くなど、国土が狭隘な我が国においては、結果として事業の遂行を困難にするという意見もある。

また、主要諸国においては、個別事業段階での環境影響評価については、経済社会の持続可能性の評価など社会経済活動に伴う環境影響の総体としての評価や累積的な影響の把握などに限界があることなどから、国際的には、上位計画や政策レベルでの戦略的環境アセスメントへの取組が進みつつある。このような国際的動向や我が国での現状を踏まえて、上位計画・政策段階での環境配慮方策を検討することが必要である。

出典：環境影響評価制度総合研究会報告書（平成 8 年 6 月 3 日、環境影響評価制度総合研究会）

資料 4-4：持続可能な社会に向けた環境政策の考え方

環境白書（環境省編、平成 13 年度版）

第 1 章 第 3 節 1 持続可能な社会に向けた環境政策の基本理念

（ 2 ）持続可能な社会の構築に向けた環境政策のあり方

ア 社会の諸側面を踏まえた環境政策

持続可能な社会を構築していくためには、環境問題の根本にある社会のあり方そのものを転換していくことが不可欠です。このため、経済的側面、社会的側面、環境の側面という社会経済活動の各側面を統合的にとらえ、環境政策を展開していくことが重要です。これら社会の三つの側面の関係については、環境が人類の生存基盤であり、社会経済活動は良好な環境があって初めて持続的に行うことができるということが大前提となっています。

出典：環境省編「環境白書（平成 13 年度版）」（平成 13 年 5 月）

資料 4-5：環境影響評価法、環境基本計画と SEA

1. 審議経緯

平成 9 年 3 月 28 日：「環境影響評価法案」を閣議決定し第 140 回国会に提出

4 月 18 日：衆議院本会議において趣旨説明及び質疑。同日環境特別委員会に付託

4 月 25 日：衆議院環境委員会にて、附帯決議を付し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと議決

5 月 6 日：衆議院本会議において可決、同日付けで参議院に送付

5 月 14 日：参議院本会議において趣旨説明及び質疑。同日環境特別委員会に付託

6 月 6 日：参議院環境特別委員会にて、附帯決議を付し、全会一致で原案のとおり可決すべきものと議決

6 月 9 日：参議院本会議において可決成立

6 月 13 日：公布

平成 12 年 12 月 27 日：環境基本計画改定

2. 環境影響評価法案に対する附帯決議（衆議院環境委員会、参議院環境特別委員会）

上位計画や政策における環境配慮を徹底するため、戦略的環境影響評価についての調査・研究を推進し、国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること。

出典：環境庁環境影響評価制度推進室監修、環境庁環境影響評価研究会著「逐条解説 環境影響評価法」(平成 11 年 5 月、ぎょうせい)

3 環境基本計画

第 3 部 各種環境保全施策の具体的な展開

第 1 章 戦略的プログラム

(ク) 社会経済の環境配慮のための仕組み構築に向けた取組

(5) 手続的手法の開発と普及

ウ 戦略的環境アセスメント

環境基本法第 19 条にもあるとおり、個別の事業の計画、実施に枠組みを与えることになる計画（上位計画）や政策についても環境の保全に配慮することが必要です。

上位計画や政策における環境配慮のあり方について、現状での課題を整理した上で、内容、手法などの具体的な検討を行うとともに、国や地方公共団体における取組の実例を積み重ね、その有効性、実効性の検証を行います。それを踏まえて、環境配慮のあり方に関するガイドラインの作成を図ります。

このような検討や取組の状況を見つつ、必要に応じて制度化の検討を進めます。上位計画や政策に対する環境配慮として、内容や制度に差異がありますが、諸外国で「戦略的環境アセスメント」と呼ばれる仕組みや、わが国の一部の地方公共団体において上位計画等における環境配慮の取組が開始されており、これらも参考にして検討を行います。

出典：環境基本計画(平成 12 年 12 月)

資料 4-6：海外における戦略的環境アセスメント制度の導入状況

国名	アメリカ	オランダ	カナダ	イギリス（中央政府）	イギリス（地方公共団体）	EU
制度名	国家環境政策法 NEPA/1969	環境管理法/1987, 1999 改正	政策、計画及びプログラムの提案の環境アセスメントに関する閣議命令/1990, 1999 改正	政策評価と環境/1991, 1998 改正	政策立案ガイダンスノート No.12/1992, 1999 改正	一定の計画及びプログラムの環境に及ぼす影響の評価に関する 2001 年 6 月 27 日の欧州議会及び欧州理事会の指令 2001/42/EC
対象	あらゆる主要な連邦政府の行為（連邦機関の策定する規則、計画、政策、手続、法案などが含まれる）が対象。	環境に重大な悪影響を及ぼすおそれのある事業およびその事業に関して行政機関が行う決定が対象。地域開発、給水、発電に係る国家計画、廃棄物処理計画、事業実施段階の環境影響評価の対象となる事業の事業用地を決定する計画など。	政策、計画、プログラムの提案のうち、以下の要件を満たすもの。各大臣または閣議の承認を得るために提出されるもの。その実施が正または負の環境上重大な効果を及ぼす可能性があるもの。	政策及びプログラムが対象。特定のプロジェクトは対象とならない。	地方公共団体および行政区が策定する土地利用と開発の枠組みを定める開発計画が対象。	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある以下の計画・プログラム。農業、林業、漁業、エネルギー、工業、交通、廃棄物処理、水管理、通信、観光、都市及び農村計画または土地利用の分野の事業実施段階の環境影響評価の対象事業の枠組みとなる計画。その立地が及ぼすと考えられる影響に鑑み、野生動植物の生息地の保全に関する指令に従って環境影響評価が必要であるとされたもの。
手続	事業実施段階の環境影響評価と同一手続。所管機関が EIS の内容等について責任を有し、最終判断も同機関が行う。	事業実施段階の環境影響評価と同一手続。スクリーニング、スコoping、環境影響評価書作成手続を経て許可に至る。	各大臣が SEA を実施し報告することが義務付けられている。評価結果を文書化し報告することが必要とされる以外、詳細な手続は定められていない。	考え方の手順は示されているが、具体的な手続は示されていない。	手続に関する規定は設けられていない。	環境影響評価は、計画又はプログラムを作成する過程において、かつ、採択される前又は立法手続に提出される前に行われなければならないとされている。その他、協議、越境協議、意思決定及び意思決定に関する情報について、一定の手続を規定している。
公衆関与等	スクリーニングやスコoping が導入されており、評価項目は担当の機関が関係省庁や公衆の意見を勘案して定める。公衆の関与が重視され、スコoping、DEIS(注)、FEIS(注)等の各段階で意見聴取が行われる。環境保護庁等の関係機関は、DEIS 注と FEIS に対する意見が求められる。	スクリーニングやスコoping が導入されている。公衆の関与が重視され、スコoping と環境影響評価書の段階で行う。「準備書」に相当する段階はない。）環境影響評価委員会が設置されており、専門的、客観的立場から、スコoping に対する助言と環境影響評価書に対する審査が行われる。	公衆を関与させるために既存の仕組みをできるだけ活用することとされている。環境省は環境影響について技術的科学的分析および助言を行うこととされている。	具体的な規定はない。（いずれかの時点で評価内容を外部に公表することとされている。）	具体的な規定はない。（地域住民や団体と幅広く相談することとされている。）	計画案又はプログラム案及び環境影響評価書は、環境影響に関する機関及び公衆が利用でき、計画又はプログラムの採択又は立法手続への提出の前に、適切な時間枠内で当該計画案又はプログラム案及びそれに伴う環境影響評価書に対して意見を表明する、早期かつ効果的な機会を与える。
評価項目等	例：自然環境（地形・地質、水資源、大気資源、陸上と水界の生態）人間環境の資源（交通、土地利用と用途地域（ゾーニング）地域サービス（人口統計、文化資源（景観資源、史跡資源、騒音、その他））	人間（公衆衛生）、植物、動物、物質、水、土壌、大気、文化的・歴史的遺産、自然、景観等への影響（直接的、間接的、一次・二次的、累積的、相乗的、好影響・悪影響）	土地、水、大気、すべての有機物、無機物及び生物、及びその要素を含む相互作用する自然系	特に規定はない。	輸送エネルギー（トリップ）、輸送エネルギー（モード）、エネルギー効率性、再生エネルギー、CO ₂ 固定化、野生生物の生息地、大気、水資源の保護及び水質、土地及び土壌の質、鉱物の保全、景観及びオープンランド、都市の生活環境、文化的遺産、オープンスペースへのアクセス、建築物の質	生物多様性、人口、人の健康、動物、植物、土壌、水、大気、気候変動要因、有形資産、文化的遺産（建築学上の遺産及び歴史的遺産を含む）、景観及び以上の要素間の関係（二次的、累積的、相乗的、短期的、中長期的、一時的、正及び負の影響が含まれる）
複数案	「何もしない」案を含む複数案を比較することが義務づけられている。	「環境に最も好ましい案」、「何もしない案」の影響を比較評価することが義務づけられている。	複数案の環境影響を比較評価することが求められている。	「何もしない案」を含む選択肢の範囲を明らかにし、その中から最適案を選定する。	特に規定はない。	計画又はプログラムの目的及び地理的範囲を考慮した合理的な複数案を明らかにし、評価することとされている。

注) DEIS : Draft Environmental Impact Statement (環境影響評価準備書)

FEIS : Final Environmental Impact Statement (環境影響評価書)

資料 4-7：国内における戦略的環境アセスメント制度等の導入状況

区分	自治体名	制度名称	制度の導入又は検討状況等
戦略的環境アセスメント	東京都	東京都総合環境アセスメント制度試行指針	平成 5 年 2 月～平成 9 年 4 月に検討し平成 10 年 6 月に試行指針を策定した。都条例アセス対象事業に係る基本計画素案等やこれらを含む広域開発計画等について、計画立案の早い段階で複数の計画案を作成し、これを評価することにより、計画段階から環境に配慮することを目的としている。なお、平成 14 年度中に、計画段階の環境アセスメントを含める形で現行のアセス条例を改正し、本格的な実施を行うことが予定されている。
	埼玉県	埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想	平成 12～13 年度に検討し、平成 14 年度に要綱による運用を開始する予定である。また、要綱による事例の蓄積を踏まえ、平成 15 年度より条例化の検討を開始する予定である。
	滋賀県	滋賀県戦略的環境アセスメント	未定（担当部局にて検討中である。）
	大阪府	未定	平成 14～16 年度に検討し、平成 17 年度以降に実施する予定である。
	沖縄県	未定	平成 13～14 年度に検討し、平成 15 年度に制度化を図る予定である。沖縄県における戦略的環境影響評価のあり方を検討するとともに、環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない小規模な公共事業における環境配慮のあり方も検討する。
	大阪市	未定	未定（担当部局にて検討中である。）戦略的環境アセスメントと環境配慮システムの両面から検討していく。
行政内部事前調整制度	神奈川県	神奈川県庁内環境管理システム実施要綱	平成 10 年 4 月 1 日より庁内環境管理システム内で導入した。県が実施する事業のうち神奈川県環境影響評価条例の対象事業の 1/3 以上の規模のものについて環境配慮を行う。
	福井県	福井県公共事業環境配慮ガイドライン	平成 13 年 3 月にガイドライン及び実施要領を策定した。県が行う公共事業について、計画・設計及び工事施工にあたり自主的な環境配慮を行う。
	三重県	三重県環境調整システム推進要綱	平成 9 年に検討し平成 10 年度に実施した。県が実施する一定規模以上の開発事業について、計画が決定される前に環境配慮を徹底するための調整を行う。
	熊本県	熊本県公共事業等環境配慮システム要綱	平成 9 年度に検討し平成 10 年 4 月 1 日に施行した。県が実施する一定規模以上の公共事業等について、事業の構想・計画段階から事業実施に至るまで自主的な環境配慮を徹底させる。
	大分県	大分県環境配慮システム	平成 11 年度に策定、平成 12 年度に試行、平成 13 年度に施行した。県が実施主体となる開発事業等について、自主的な環境配慮を行い、当該事業に係る環境保全について適正な配慮が行われることを目的としている。
	仙台市	仙台市環境調整システム	平成 11 年～12 年に検討し、平成 12 年 10 月 1 日から実施した。市が実施する事業に関し、立地調整（用地選定）など計画の早期段階から事業部局と環境部局が一体となって、事業の実施が及ぼす環境への影響の回避・低減のあり方について十分に検討・調整する。
	川崎市	川崎市環境調査制度	平成 3 年 12 月の環境基本条例により規定され、平成 6 年 10 月から制度が実施された。環境に係る市の主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているか、環境面から望ましい選択であるか等についての調査を行う。また、平成 12 年の環境評価条例の全面改正により、市が実施する開発事業について、計画段階での「環境配慮書」の作成が義務付けられ、これに対して市民意見を求める制度となった。
	福岡市	福岡市環境配慮指針	平成 4 年に策定した「福岡市環境配慮指針」を平成 9 年に改定した。事業の実施及び立案にあたって行うべき調整及び環境への配慮の推進の総合的調整を行う。

資料 4-8 : 広島市における状況

1 . 環境の状況

(1)自然環境

地形は、太田川などにより形成された広島市中心部の低地と、その周辺の丘陵地・台地とそれに続く山地からなっている。標高 600m 以上の山岳も多く点在しているが、その山頂部分はなだらかである。

市域内の地質は、古生層、中生代白亜紀の高田流紋岩類、広島花崗岩類、第四紀洪積層、沖積層からなっている。このうち広島花崗岩類が広い範囲に分布している。また沖積層は河川沿いに発達し地盤は軟弱である。

気候は、気候区分上は「瀬戸内気候区」に属し、月別平均気温の最低は 5.9 (1月) 最高は 28.1 (8月) 年間平均気温は 16.2 と比較的温暖である。

年間降水量は約 1,512 mm で、瀬戸内気候としてはやや多雨である。年間の卓越風は、太田川に沿う北又は北北東の風が圧倒的に多い。

植生は一部の地域を除き自然林はほとんどみられず、二次林としてのアカマツ林が広い範囲を占めている。なお、保護すべき重要な植物群落としては、二葉山のシリーブカガシ林、元宇品のシイ林、宇賀峡の峡谷植生、南原峡の自然林などがある。

市内に生息する動物については温暖系の種類のもが多く、北部の山地帯は鳥類の渡りのコースとして重要である。しかし、近年は野鳥を含む生物の生息環境である落葉広葉樹林と干潟や低湿地の減少が進み、稀少動物は危機に瀕しているものも見受けられる。

元宇品公園が瀬戸内海国立公園(特別地域)、南原峡が県立自然公園、福王寺山が県自然環境保全地域、蓮花寺山が緑地環境保全地区にそれぞれ指定されている。

また、特別天然記念物(オオサンショウウオ)をはじめ県指定天然記念物 6 件、市指定天然記念物 17 件、市指定史跡及び天然記念物 1 件などがあり、貴重な自然を有する地域となっている。

(2) 生活環境

一般環境大気測定局においては、SO₂、NO₂、SPM について環境基準を達成しているが、O_x については環境基準を達成していない。

また、自動車排出ガス測定局においては、CO については環境基準を達成しているが、NO₂ 及び SPM については環境基準の達成率は低い。

なお、ダイオキシン類については、市内 5 地点の全測定点において環境基準を達成している。

公共用水域における水質については、カドミウム、シアン等の有害物質に関して環境基準を達成しているが、BOD・COD などの項目については八幡川などいくつかの河川及びすべての海域で環境基準は達成されていない。

これは、未処理の生活排水の流入と、閉鎖性海域という特性によるものである。

騒音については、市全域の幹線道路沿道の住居における騒音推計結果をみると、評価対象住居

のうち環境基準に適合しているのは昼間・夜間とも約 8 割となっている。

悪臭については、近年、苦情件数が増加傾向にある。

廃棄物のうち一般廃棄物については近年、やや増加傾向が鈍化していたが、平成 10 年から平成 12 年にかけて事業系廃棄物が増加したこともあり、排出量は急増している。

今後も排出量の増加が見込まれており最終処分場が逼迫した状況にある。

また、産業廃棄物の年間発生量は平成 10 年度約 210 万 t で、汚泥とがれき類だけで約 80% 近くを占めている。業種別には、電気・ガス・水道業、建設業及び製造業の 3 業種で総発生量のほとんどを占めている。

一方、こうした問題に対応するための廃棄物処理処分事業に関する問題等が、近年の広島市において開発事業と環境保全に関する問題が顕在化した事例の中で主要な課題となっている

(3) 快適環境

広島市は、北部の中国山地、南部の瀬戸内海、太田川の河口デルタなど特有の自然景観を有し、水と緑に恵まれたさまざまなレクリエーション資源が点在している。また、建造物、史跡、名勝、民族文化財などの歴史的、文化的資源も多い。

(4) 地球環境

広島市の CO₂ 排出状況は、1995 年で約 1,724 千 t (炭素換算) となっており、1990 年から 1995 年の年平均増加率は約 1.5%、1995 年から 2010 年の年平均増加率は約 1.9% と予測されている。

産業、民生、運輸、廃棄物の部門別にみると、民生部門の増加率が最も高く、占める割合も最も高い。



広島市概況図

2. 社会経済の状況

(1) 人口動向

平成12年10月現在の総人口は約1,128千人で、平成5年の約1,096千人に対し3%増加している。

なお、広島市の将来人口は、平成22年において約1,170千人と推計されており、今後約10年間にさらに5万人程度の増加が見込まれている。

区別にみると、市中心部の中区、東区、南区、西区の4区では平成5年に対し西区では1%の増加となっているが、その他の3区については0~3%程度の減少となっている。

これに対し、周辺区ではいずれも市平均増加率を上回る人口増加が見られ、市中心部から周辺区への人口移動が認められる。

特に、市西部の安佐南区では、平成5年に対し15%という著しい人口増加率を示している。

(2) 交通・運輸の状況

主要交通機関としては、JR山陽本線・芸備線・可部線・呉線、広電宮島線などの軌道系交通機関のほかに、路面電車やバスなどの路面交通機関がある。

しかし、市内の幹線道路においては、通勤通学時のデルタ市街地への周辺地域からの流入流出と、昼間は市街地における経済活動等に伴う慢性的な交通渋滞が生じており、自動車排ガスによる大気汚染や、経済活動、通勤・通学等の市民の日常活動にも支障をきたしている。

これは、増加する自動車交通に対し幹線道路の整備が不十分であること、軌道系交通機関の利用に関する問題などに起因しているものと考えられ、今後とも幹線道路の整備や軌道系交通機関の利便性を高める施策が必要とされている。

(3) 開発動向

地目別土地面積(平成13年度)の割合は、山林・原野が約60%を占め、続いて宅地が約22%、田・畑が約12%となっており、北を中国山地、南を瀬戸内海に挟まれ、平地が少なく山地、丘陵地が多い地域特性を反映したものとなっている。

平成8年と平成13年の土地面積の増減をみると、宅地が約3,900千 m^2 増加しているのに対し、田が約2,350千 m^2 、山林が約2,190千 m^2 の減少しており、田及び山林が宅地(特に住宅地区)に転用されている状況である。

主な開発動向(資料:広島市開発動向図)をみると、旧市街地における開発はほぼ完了しており、市西部の佐伯区と安佐南区にまたがる西風新都都市計画対象区域を中心とする山陽自動車道沿線に、施行中または計画中の土地造成事業が集中している。

さらに、北部の安佐北区などにおいても工業団地造成事業などが計画されており、今後、こうした開発事業の対象区域は拡がることが予想される。

出典:広島市の環境 平成13年度版

資料 4-9 複数案の提示、参加型環境アセスメントの必要性について

代替案の検討

新しいアセス制度の趣旨は、まだ十分に理解されていないようである。アセスは、環境保全の見地から事業計画をよりよいものに変えてゆくための手段であることを明確に認識する必要がある。

準備書では複数案の比較検討などを通じて、事業者が、環境影響の回避・低減に務めたことを説明することが求められている。このためには、代替案の比較検討は不可欠である。欧米の環境先進諸国の制度では代替案の検討が必須である。

複数案とは、原案とその代替案ということだから、アセス法で複数案の検討が推奨されていることは、原案以外に代替案検討が必要だということである。複数案の比較をしないで、事業者は環境影響の回避・低減に務めたことをどうやって説明できるであろうか。いろいろ比較して、所与の制約条件のもとでの最適解を示すのがわかりやすい方法である。

法律の条文には代替案検討が明記されていないが、こうして考えるとアセス法の趣旨から言えば、結局代替案検討は不可欠だということがわかる。準備書で代替案の比較検討が必要だということは、方法書段階から検討する代替案を絞り込んだほうがよいことになる。

注) 代替案 = 複数案

出典：原科幸彦他「改訂版 環境アセスメント」((財) 放送大学教育振興会、平成 12 年 3 月)

注) は引用者による。

I 「参加型アセス」に向けて

～アセスにおけるコミュニケーション改革～

2. アセスにおけるコミュニケーションの現状と問題点

(1) 望ましいコミュニケーションの考え方

・・・「環境コミュニケーション」は、比較的新しい言葉ですが、持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間の連携・協働を確立するために、環境負荷や環境保全活動などに関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聴き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくことです。環境コミュニケーションの効果として、各主体の環境意識が向上し、自主的取組が促進されること、主体間の相互理解の深化・信頼関係の向上が図られること、さらにパートナーシップの形成による環境保全活動への参画へと発展していくこと、が期待されます。

アセスにおいても、円滑で質の高いコミュニケーションにより、このような効果が期待されます。

ここで、質の高いコミュニケーションとは、

各主体が主体的・積極的に情報の伝達・交流に「参加」し、

各主体の関心に沿って的確で十分な質・量をもった情報が双方向にやりとりされる「対話型」により、

双方の相互理解が進むだけでなく、対話による新たな発見、気づき生まれ、

よりよい行動に結びつくものであること。

さらに、対話によって醸成された信頼関係が将来の連携協力の基礎となるものであること。

と考えています。・・・

出典：環境省総合政策局環境影響評価課編「参加型アセスの手引き - よりよいコミュニケーションのために - 」(2002(平成 14)年 1 月)

資料 4-10 : 広島市環境影響評価の手順

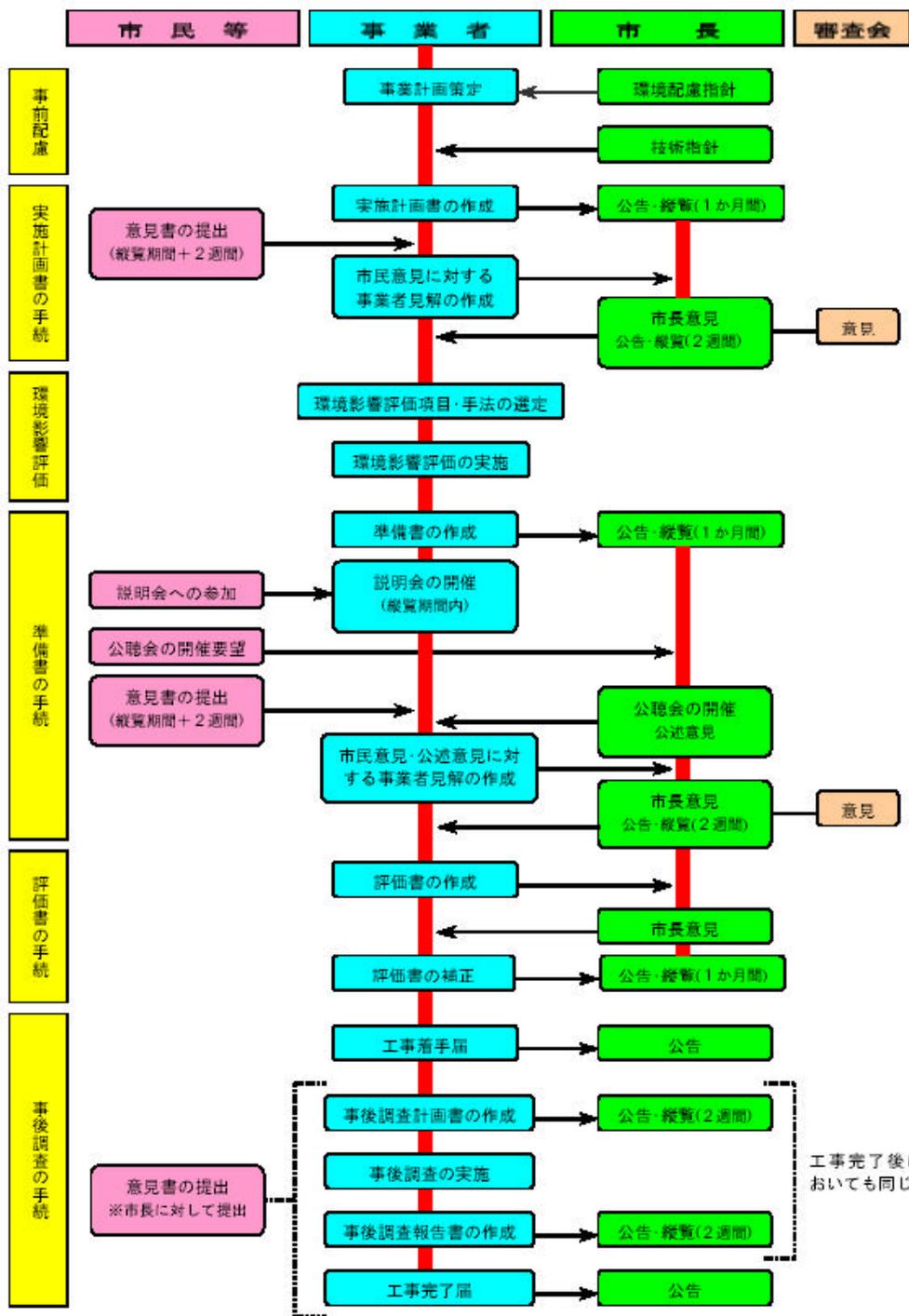


図 広島市環境影響評価の手順

出典 : 広島市環境局、環境アセスメント制度ホームページ
<http://www.city.hiroshima.jp/kankyuu/hp/asesu/asesu/gaiyou/start.html>

資料 4-11：環境基本計画の施策及び環境配慮指針

1. 広島市環境基本計画における施策の体系と数値管理目標

基本目標 1：自然環境が保全され人と自然がふれあうまちを目指し、将来の世代へ継承する

具体的な施策、目標	数値管理指標等
(1) 生物の多様性の確保	・調査に基づき、身近な生態系の状況の指標化を行う。
(2) 森林の保全及び適正な整備	・森林面積 ・森林整備面積[定量目標：「流域森林総合整備計画」に掲げる事業量] ・森林ボランティア(もりメイト)育成人数[定量目標：30人/年]
(3) 水辺の保全・創造	・自然海岸延長及び干潟・藻場面積
(4) 農地の保全	・経営耕地面積
(5) 自然とふれあうことのできる場や機会の確保	・自然とのふれあい施設等の利用者数 ・自然とのふれあい事業の参加者数
(6) 開発等に際しての環境保全への配慮	・環境影響評価制度の運用・充実 一定規模以上の開発等の実施に当たっては広島市環境影響評価条例に基づき環境影響評価制度を運用するとともに、事業化決定前の計画立案段階から情報を公開し、市民の意見を反映させながら環境配慮の実現を図っていく 新たな環境影響評価制度の導入に向けた検討を行う。

基本目標 2：健康かつ安全な生活環境を保全し、循環型社会を創造する

具体的な施策、目標	数値管理指標
(1) 大気汚染の防止	・ばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物及び窒素酸化物排出量 ・大気汚染に係る環境基準の達成状況 ・光化学オキシダント注意報の発令回数 ・市域内の低公害車の登録台数
(2) 水質汚濁の防止	・水質汚濁に係る環境基準の達成状況 ・公共下水道の普及率(処理区域内人口/行政区内人口)[定量目標：平成15年度末で92.4%]
(3) 騒音・振動の防止	・騒音に係る環境基準の達成状況
(4) 悪臭の防止	-
(5) 土壌汚染・地盤沈下の防止	-
(6) 有害化学物質対策の推進	・有害化学物質に係る環境基準の達成状況 ・PRTTR制度による対策の推進に基づく、化学物質の排出量
(7) その他の環境の保全上の支障への対応	-
(8) 一般廃棄物の減量とリサイクル、適正処理の推進	・ごみ排出量[定量目標：「広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に掲げる減量目標の達成] ・ごみ減量優良協力店(あららの店)の登録店舗数 ・事業系一般廃棄物減量化計画書における紙ごみの資源化量 ・ミニオフィス町内会方式による紙ごみ回収量 ・秘密文書回収量及び再生品納品量
(9) 産業廃棄物対策の推進	・廃棄物の発生量及び減量化率[定量目標：「広島市産業廃棄物処理指導計画」に掲げる減量化率の達成]
(10) ごみのないきれいなまちづくりの推進	-
(11) 環境への負荷の少ない都市構造の形成	-
(12) 環境への負荷の少ない交通体系の構築	・市域内の自動車保有台数 ・公共交通機関の利用者数
(13) 環境に配慮した住まいづくりの推進	-
(14) 水の適正な循環の確保	-

基本目標 3 . 潤いと安らぎのある都市環境を保全し、創造する

具体的な施策、目標	数値管理指標
(1) 都市の緑の保全と緑化の推進	・市民 1 人当たりの公園緑地面積 [定量目標 : 「広島市緑の基本計画」に掲げる目標水準 (約 20m ² / 人・平成 22 年度) の達成]
(2) 水辺空間の整備	・環境に配慮した河川及び海岸の整備延長
(3) 水と緑のネットワークの形成	-
(4) 潤いと安らぎのある美しい都市景観の形成	-
(5) 歴史、伝統を生かしたまちづくりの推進	-

基本目標 4 . 地球環境の保全に積極的に貢献する

具体的な施策、目標	数値管理指標
(1) 地球温暖化の防止	・部門別エネルギー消費量 ・温室効果ガスの排出量 ・市内における新エネルギーの導入状況
(2) オゾン層の保護	-
(3) 酸性雨の防止	-
(4) 森林の減少の防止	-
(5) 国際協力の推進	-

基本目標 5 . 市民・事業者・市の協働により環境の保全と創造に取り組む

具体的な施策、目標	数値管理指標
(1) 環境情報の収集と提供	・広島市環境局のホームページへのアクセス件数
(2) 環境教育・学習の推進	・「環境サポーター」の登録人数 [定量目標 : 50 人 / 年 (平成 15 年度まで)] ・「出前環境講座」の開催回数及び受講者数
(3) 市民、事業者等の自主的な活動の促進	・(財)広島市ひと・まちネットワークが運営する「広島まちづくりボランティア情報ネット」の「環境保全」の分野に登録されている団体数 ・市内における ISO14001 規格の認証取得済事業所数
(4) 市民等の環境行政への参加の促進	-
(5) エコビジネスの育成・振興	-
(6) 市の率先取組の推進	・広島市役所環境保全実行計画に掲げる定量目標の達成状況

2 . 広島市環境配慮指針

広島市環境基本計画に定める環境配慮指針は以下のような体系となっている。これらの指針のうち、事業別環境配慮指針は、市域内で行われる全ての事業が対象となっている。広島市環境影響評価条例の対象事業の場合、事業者は、条例に基づく実施計画書を作成する前の事業計画策定の段階で、環境配慮指針に基づき、環境の保全について配慮することとなっている。

主体別環境配慮指針	・市民・事業者・市の各主体別の環境配慮指針を策定
地域別環境配慮指針	・広島市を 10 の地域に区分し、地域別の環境配慮指針を策定 (デルタ市街地地域 / デルタの周辺地域 / 臨海地域及び広島湾 / 安佐南区東部・高陽地域 / 西風新都地域 / 可部地域 / 太田川中流域 / 三篠川流域 / 安芸地域 / 五日市地域)
事業別環境配慮指針	・事業を 8 の類型に区分し、類型別の環境配慮指針を策定 (共通項目 / 交通系の事業 / 住宅系の事業 / 商業・業務系の事業 / 工業系の事業 / 農林業系の事業 / 廃棄物・下水処理系の事業 / 河川・海岸系の事業 / 公園整備事業)

出典：広島市環境管理計画（平成 13 年（2001 年）10 月）

資料 4-12 広島市環境影響評価条例における対象事業の種類及び規模要件

1 道路の新設又は改築の事業	自動車専用道路・指定都市高速道路：新設又は改築（1km以上）
	林道：新設又は改築（幅員6.5m以上かつ3km以上）
	～ 以外の道路：新設又は改築（4車線以上かつ3km以上）
2 ダムの新築、堰の新築又は改築その他河川工事の事業	ダム：新築（貯水面積40ha以上）
	堰：新築又は改築（貯水面積40ha以上）
	放水路：新築（土地形状変更面積40ha以上）
3 鉄道又は軌道の建設又は改良の事業	建設又は施設の改良（1km以上）
4 空港その他飛行場又はその施設の設置又は変更の事業	飛行場の設置又は滑走路の延長（250m以上）
5 電気工作物の設置又は変更の工事の事業	水力発電所：設置又は変更（1.5万kw以上）
	火力発電所：設置又は変更（5万kw以上）
6 廃棄物処理施設の設置又はその構造若しくは規模の変更の事業	廃棄物焼却施設：設置又は変更（8t/h以上）
	し尿処理施設：設置又は変更（100kl/日以上）
	最終処分場：設置又は変更（3ha以上）
7 公有水面の埋立て又は干拓の事業	埋立区域面積25ha以上（特別地域15ha以上）
8 土地区画整理事業	施行区域面積40ha以上（市街化調整区域を20ha以上含む場合は20ha以上）
9 住宅団地の造成事業	施行区域面積20ha以上
10 工業団地の造成事業	面積：施行区域面積10ha以上
	排ガス量合計：4万m ³ N/h以上
	排水量合計：5,000m ³ /日以上
11 流通業務団地の造成事業	施行区域面積10ha以上
12 スポーツ・レクリエーション施設等の新設又は増設の事業	都市公園又は第二種特定工作物：新設（形状変更区域面積20ha以上）
	ゴルフコース：新設又は増設（形状変更区域面積5ha以上）
13 下水道の終末処理場の新設又は増設の事業	終末処理場の新設又は増設（計画処理人口10万人以上）
14 工場又は事業場の新設又は増設の事業	面積：形状変更区域面積10ha以上
	排ガス量：4万m ³ N/h以上
	排水量：5,000m ³ /日以上
15 土石等の採取の事業	新設又は増設：20ha以上
16 大規模建築物の新築の事業	建築物の高さ100m以上かつ延べ床面積10万m ² 以上
17 墓地又は墓園の新設の事業	形状変更区域面積：20ha以上
18 複合用地の造成事業	施行区域面積20ha以上（工業、流通系を含む場合は10ha以上）

資料 4-13 : 広島市環境影響評価制度に基づいて実施された環境影響評価の概要

対象事業名称	アイエス西部丘陵都市開発事業	広島西風新都線建設事業	(仮称)祇園山本地区開発事業	玖谷埋立地整備事業変更	出島埋立地区廃棄物処分場設置	安佐南工場建替事業
事業種類	住宅団地の造成	道路の建設	住宅団地の造成	廃棄物最終処分施設の建設(増設)	廃棄物最終処分場の建設	廃棄物焼却施設の設置
事業場所	広島市安佐南区沼田町伴	広島市西区中広町～安佐南区沼田町大塚	広島市安佐南区	広島市安佐北区安佐町大字筒瀬字玖谷	広島市南区出島2丁目地先公有水面	広島市安佐南区沼田町伴
事業者	アイエス株式会社	広島高速道路公社・広島市	東亜地所株式会社	広島市	広島県	広島市
事業規模	施行面積 150ha	4車線 4.9km	施行面積 134.78ha	施行面積 43.0ha(埋立容量を 380万 m ³ に増加)	埋立処分場所の面積: 約 18ha	焼却能力: 600t/日
実施計画書受理年月日	-	-	-	-	平成 11 年 12 月 6 日	平成 13 年 8 月 3 日
実施計画書の市長意見の送付	-	-	-	-	平成 12 年 3 月 31 日	平成 14 年 2 月 20 日
準備書受理年月日	平成 8 年 4 月 8 日	平成 9 年 6 月 30 日	平成 10 年 12 月 10 日	平成 11 年 1 月 21 日	平成 13 年 1 月 23 日	-
審査意見書の送付年月日	平成 8 年 8 月 7 日	平成 9 年 8 月 27 日	平成 11 年 4 月 21 日	平成 11 年 5 月 12 日	平成 13 年 10 月 3 日	-
評価書受理年月日	平成 8 年 9 月 12 日	平成 9 年 9 月 29 日	平成 11 年 5 月 6 日	平成 11 年 6 月 7 日	-	-
適用	広島市環境影響評価要綱	広島市環境影響評価要綱	広島市環境影響評価要綱	広島市環境影響評価要綱	広島市環境影響評価条例	広島市環境影響評価条例

資料 4-14: スコーピング段階での市民意見に対する見解書の必要性

以下に、日本弁護士連合会(以下、「日弁連」とする。)が、政府の環境影響評価法案に対して提出した、スコーピング段階での市民意見に対する見解書の必要性についての意見をまとめた。

1. 「環境影響評価法の制定に向けて」(中央環境審議会に対する意見書、平成 8 年 10 月)

第 8 環境影響評価実施計画書の作成手続
2 評価実施計画書作成手続の要件
4) 住民参加

評価実施計画書案に対しては、住民や環境保護団体などは説明会開催の要求と意見の提出ができることおよび行為者等との協議ができることを明示する必要がある。この定めは、評価実施計画書作成手続において住民参加を保証するという点で不可欠である。

説明会の開催については、評価実施計画書案を検討しても分からない点があったり、行為者等の真意をたずねる必要も生じることがあるので、住民・環境保護団体などは行為者等に説明会の開催を請求でき、それに対し行為者等はすみやかに開催する義務があるとしなければならない。評価実施計画書作成手続の実効性を確保するうえできわめて重要なことである。

住民・環境保護団体などの意見書は環境影響審査会に提出し、この意見書に対しては、行為者等は見解書を作成して環境影響審査会に届け出る義務を負うものとする。住民の意見は言いつばなし・聞きつばなしにされるのではなく、行為者等が誠実にこれに答えることによって、住民参加の実をあげることが必要である。

下線は引用者が加筆したもの。

2. 「実効性ある環境アセスメント法の制定を求めて」(中央環境審議会の答申に対する意見、平成 9 年 2 月)

第 6 環境影響評価調査着手前の手続(スコーピング手続)
3 法案に盛り込むべき項目
1) 環境影響評価の調査着手前に環境影響評価実施計画書を作成し、調査・予測・評価の項目、その手法、期間など環境影響評価を実施するために必要な事項を地方公共団体、住民等の参加のもとで決めるためにスコーピング手続きを定めることとする。
2) この手続きは、現況調査着手の相当期間前から開始することとする。
3) この手続きに関する情報はすべて公開することとする。
4) 事業者は、住民等の要求がある時は説明会を開催することとする。
5) 何びとも、評価実施計画について意見書を提出できることとする。
6) 事業者等は、全ての意見に対する見解書を作成し公表することとする。

評価実施計画の内容として定めるべき事項について、関係者の意見を調整しその内容の適正化を図るための手続を定めることとする。

下線は引用者が加筆したもの。

3. 「環境影響評価法案(日弁連修正案)」(政府提出の法案に対する修正案、平成 9 年 4 月)

第 9 条
事業者は、前条第一項の期間を経過した後、環境影響審査会長、第六条第一項に規定する地域を管轄する都道府県知事及び当該地域を管轄する市町村長に対し、前条第一項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

下線は日弁連による修正提案箇所

資料 4-15：インターネットを使用したアセス書公表事例

環境アセスメント手続の進捗状況や実施事業一覧などをウェブページに掲載している地方公共団体は数多く見られる。なかでも、埼玉県、大阪府、兵庫県、そして広島市などは作成図書の概要版又は全文をウェブページ上に掲載している。

そのほかにも、知事意見書（青森県、島根県など）等の一部の情報を掲載している地方公共団体も存在する。

埼玉県「評価書等一覧」（調査計画書については全文掲載）

<http://www.pref.saitama.jp/A09/BB00/asesu/toshoichiran.htm>

大阪府「環境アセスメント情報」

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/assess/index.htm>

兵庫県「ひょうごの環境影響評価」

<http://eia.pref.hyogo.jp/>

広島市「手続情報」（実施計画書、準備書及び評価書の概要版、市長意見を掲載）

<http://www.city.hiroshima.jp/kankyohp/asesu/asesu/gaiyou/info/info.html>



図：兵庫県の環境影響評価書概要版の表示画面

資料 4-16:市民関与の先進的事例

1. 東京都狛江市のごみ中間処理施設建設計画における市民参加

狛江市の事例は、市が選定したビン・カンの中間処理施設の立地点について住民が反対したことから、市民参加により用地選定を検討しなおしたものである。

この事例の特徴は、徹底した市民参加にある。まず、市民と学識経験者から構成されるごみ市民委員会を設置し、市は事務局を担当した。この市民委員会の会議は公開され、議事録も閲覧可能とした。この委員会は、1年間に、全体委員会、市民部会、専門家委員会を合わせて、50回以上開催された。また、委員会の活動についてのニュースレターを発行した。

その他、ワークショップや、市民による勉強会、見学会等も開催された。さらに、イベントとして、市民がごみについて短いスピーチを行う、市民100人スピーチが開催され、ごみの減量について、市民からのアイデアを募った。

出典:原科幸彦「改訂版 戦略的環境アセスメント」,放送大学教育振興会,2000.3

山本耕平「ごみ問題と市民参加」(廃棄物学会市民編集号C & G第1号所収)
(<http://www2u.biglobe.ne.jp/~kouhei-y/gomitosanka1.htm>)

2. 横浜市の市道計画における住民参加

横浜市の市道である恩田元石川線(仮称)計画の事例は、市道の計画の構想段階から情報を公開し、住民参加を行った点が注目に値する。また、様々な住民参加の手法を用い、組み合わせることと、効果的な住民参加が行われた点も参考になると思われる。

手法としては、アンケート、意見交換会、テレビ座談会、体験学習、地区懇談会、シンポジウム、公開学習会、ワークショップ、委員会が挙げられる。取組の経緯については、図-1に示すが、以下にこの事例における注目すべき手法についてまとめた。

方法	内容	効果
アンケート	想定ルートの沿線の2万世帯、そして周辺地域の2万世帯の計4万世帯を無作為に抽出し、道路計画の主体、住民参加の方法、話し合う内容、参加するか、という4つの質問について実施。	今後どのように住民参加を進めていくかを把握できた。
意見交換会	初回は全体討議であったが、発言する人とならない人の差が出てくるとの反省を踏まえ、その後、全員がポストイットで意見を提出するラベル・ディスカッションを実施。	参加者一人ひとりの満足感が得られる。多くの意見が得られる。意見が見えるため議論が効率的に行える。記録として残すことができる。
ケーブルテレビでの座談会	住民参加の取組のPR不足、意見交換会で何を発言すればよいか分からないとの住民からの声を踏まえ、市民に住民参加のイメージを持ってもらうために、区民、学識経験者等の6名が参加した座談会をCATVで放映。	家に居ながら参加できるケーブルテレビを使った手法は、情報伝達の手段として効果があった。
現地学習会	現地を知るために想定ルート7kmを実際に歩き、意見・感想を記す、恩元ウォーキングを実施。	現地を知ることで住民からの具体的な意見が出された。
地区連合自治会別懇談会	地域に根ざした住民討論を行うため、ターゲットを沿道住民に絞り、意見交換から地区連合自治会別懇談会に転換した。議論をより具体的にするために市側から具体的な案を提案し意見を求める。	住民の反応が直接的になった。地権者が参加するようになる等、参加者の質が変化してきた

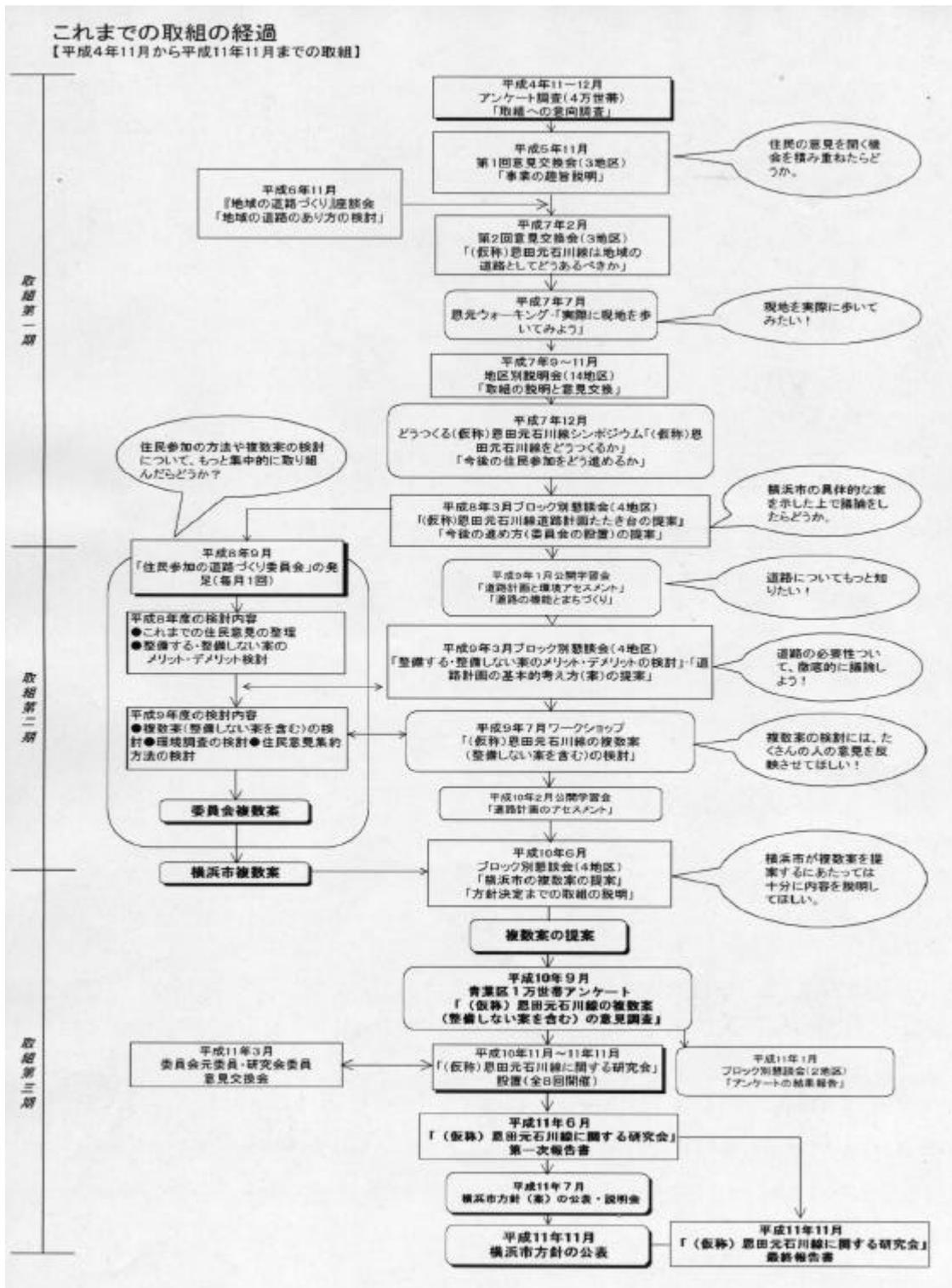


図 - 1 : 住民参加の取組の経緯

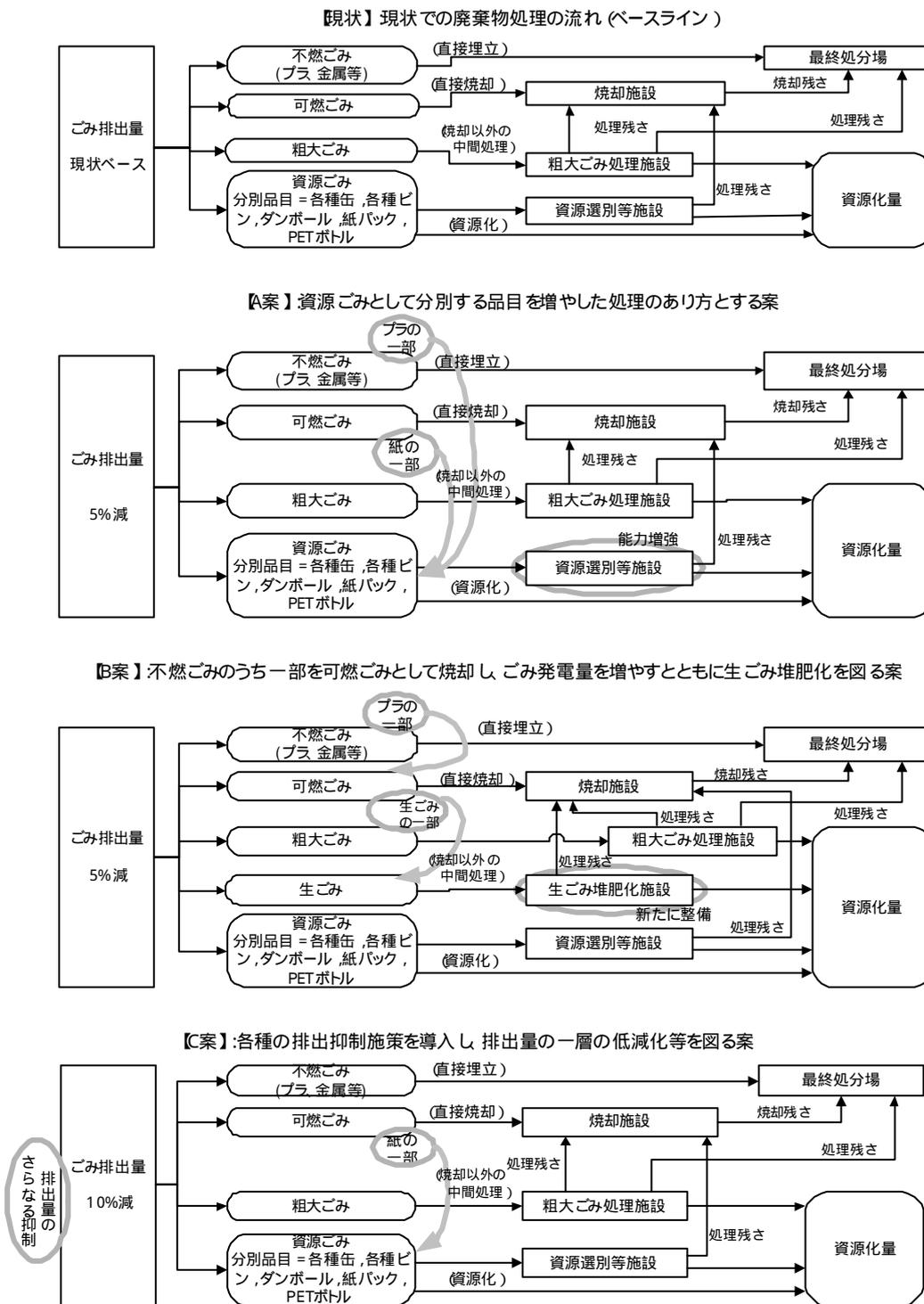
出典 : 横浜市ホームページ <http://www.city.yokohama.jp/me/aoba/onmoto/housin-1.html>

参考資料: 高橋秀信編著「横浜発住民参加の道路づくり」, かなしん出版, 2000. 12

なお、市民参加、住民参加等の用語については、参考資料に従った。

資料 4-17:複数案の考え方の事例

1. 一般廃棄物処理基本計画に基づく一般廃棄物処理の排出抑制と処理方法の組み合わせからなる複数案



2. 一般廃棄物焼却施設の処理方式の複数案

一般廃棄物焼却処理施設について、従来型方式と新技術を導入した次世代型方式の選択が検討された場合のイメージ

案	処理方式		概要
案A	焼却処理システム	焼却施設	ストーカー式的全連続燃焼式焼却炉を採用。
		灰溶融施設	溶融処理は、重油や都市ガスあるいは放電等により得られる熱エネルギーを利用して 1200～1800 の高温条件で焼却残さを溶融し、ガラス・石質のスラグとして回収する。残さ容積は 1/3～1/5 程度となり最終処分量の削減に効果がある。
案B	焼却処理システム	焼却施設	(計画案Aに同じ)
		エコセメント施設	エコセメントは、焼却残さや下水汚泥を、石灰等の副資材と調合し、キルン炉で 1300～1400 で焼成・粉碎し、セメント製品を作る。残さは発生せず、最終処分量の削減、資源の有効利用の効果がある。
案C	熱分解ガス化溶融システム		ガス化炉と溶融炉からなる。ガス化炉では炉内を還元雰囲気 に保ち熱化学的に熱分解ガス、カーボン、不燃残さに分解する。このうちガスとカーボンは、溶融炉で高温燃焼させ灰分をスラグ化する。

注) ストーカー式: 階段状に配置された火格子の上でごみを移動させながら、空気を吹き込み、乾燥、ガス化燃焼、火炎燃焼、おき燃焼を連続的に行う形式の焼却炉で、わが国では長い伝統を持ち、ごみ焼却炉の主流となっている。なお、ストーカーとは、機械的に原料(ごみ)を供給し円滑に燃焼を行わせる装置のことをいう。

3. 一般廃棄物最終処分場の立地の複数案

一般廃棄物の最終処分場の立地について、一般廃棄物の搬入ルート、施設設置の地形、水源地との距離などの違いから、複数案を設定した場合のイメージ

計画案	計画の概要
A案(北部 地区)	市北部 地区、 川の支流 川源流部に位置する。標高差は大きい、勾配は緩い。主要搬入ルートは国道であり、国道からの距離は 400m。候補地の一部がハイキングコースとなっている。
B案(北部××地区)	市北部××地区、 川の支流××沢源流部に位置する。標高差はやや大きく、勾配もやや急勾配。主要搬入ルートは国道であり、国道からの距離は 100m。
C案(南部 地区)	市南部 地区、 川の支流 沢の中流部に位置する。標高差はやや小さく、勾配も緩い。主要搬入ルートは主要地方道に接続する林道であり、主要地方道からの距離は約 1km。
D案(東部 地区)	市東部 地区、 川の支流 川の中流部に位置する。標高差はやや大きい、勾配は緩い。主要搬入ルートは国道に接続する市道であり、国道からの距離は約 1km、市道からの距離は約 100m。

・なお、本検討においては、候補地が複数選定されることを前提としているが、既に施設の用地を確保しており予定地以外に確保できる用地がないなどの前提条件から計画等の策定上、立地の複数案を検討する余地がない場合は、立地の複数案に係る S E A は必須ではなく、そのような事情を明らかにしつつ立地以外の複数案を比較することが考えられる。

出典：環境省「個別分野における戦略的環境アセスメントに関する研究会中間報告書」

資料 4-18：総合評価の事例

以下に、東京都の総合環境アセスメント制度の試行として実施された「東京都市計画道路線街路放射第5号線及び三鷹都市計画道路3・2・2号線 環境配慮書」における総合評価の例を示す。なお、東京都の事例は、社会経済面の調査結果は参考として添付されており、評価に際して環境面との統合は図られていない。

表 東京都の総合評価の事例（環境面）

		A案	B案	C案																																																			
計画案の概要		既定都市計画幅員で整備 計画幅員 放射第5号線区間：50m 三鷹3・2・2号線区間：30m 玉川上水及びその緑地空間を保全するとともに、歩道に緑の築堤等を設置する。	都市計画幅員を拡幅変更して整備 計画幅員 放射第5号線区間：60m 三鷹3・2・2号線区間：36m 玉川上水の緑地空間の両側に緑を設けるとともに、10mの環境施設帯に緑の築堤等を設置する。	都市計画幅員を一部縮小変更して整備 計画幅員 放射第5号線区間：46m 三鷹3・2・2号線区間：30m 玉川上水を暗渠化して車道を設け、15mの環境施設帯に身近で豊かな緑、築堤等を設置する。三鷹3・2・2号線区間では、歩道に緑の築堤等を設置する。																																																			
予測条件		交通量：4.8万台/日（道路構造令の設計基準交通量による）																																																					
予測・評価項目		環境面からみた予測・評価の結果																																																					
健康で安全な生活環境	大気汚染	<p>予測地点：沿道建物1階位置（道路端の地上1.5m） 予測結果（寄与濃度（年平均値）） ・寄与濃度は同程度である。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">予測区間</th> <th rowspan="2">NO₂</th> <th rowspan="2">SPM</th> <th colspan="2">（参考）NO₂の将来濃度</th> <th rowspan="2">評価の指標</th> </tr> <tr> <th>日平均値の98%値</th> <th>0.054</th> </tr> <tr> <td>放射第5号線</td> <td>0.005</td> <td>0.003</td> <td>0.054</td> <td rowspan="2">0.06以下</td> </tr> <tr> <td>三鷹3・2・2号線</td> <td>0.006</td> <td>0.004</td> <td>0.055</td> </tr> </table> <p>（注）NO₂（ppm）、SPM(mg/m³）</p>	予測区間	NO ₂	SPM	（参考）NO ₂ の将来濃度		評価の指標	日平均値の98%値	0.054	放射第5号線	0.005	0.003	0.054	0.06以下	三鷹3・2・2号線	0.006	0.004	0.055	<p>予測地点：沿道建物1階位置（道路端の地上1.5m） 予測結果（寄与濃度（年平均値）） ・寄与濃度は同程度である。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">予測区間</th> <th rowspan="2">NO₂</th> <th rowspan="2">SPM</th> <th colspan="2">（参考）NO₂の将来濃度</th> <th rowspan="2">評価の指標</th> </tr> <tr> <th>日平均値の98%値</th> <th>0.054</th> </tr> <tr> <td>放射第5号線</td> <td>0.005</td> <td>0.003</td> <td>0.054</td> <td rowspan="2">0.06以下</td> </tr> <tr> <td>三鷹3・2・2号線</td> <td>0.006</td> <td>0.003</td> <td>0.055</td> </tr> </table> <p>（注）NO₂（ppm）、SPM(mg/m³）</p>	予測区間	NO ₂	SPM	（参考）NO ₂ の将来濃度		評価の指標	日平均値の98%値	0.054	放射第5号線	0.005	0.003	0.054	0.06以下	三鷹3・2・2号線	0.006	0.003	0.055	<p>予測地点：沿道建物1階位置（道路端の地上1.5m） 予測結果（寄与濃度（年平均値）） ・寄与濃度は同程度である。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">予測区間</th> <th rowspan="2">NO₂</th> <th rowspan="2">SPM</th> <th colspan="2">（参考）NO₂の将来濃度</th> <th rowspan="2">評価の指標</th> </tr> <tr> <th>日平均値の98%値</th> <th>0.054</th> </tr> <tr> <td>放射第5号線</td> <td>0.005</td> <td>0.002</td> <td>0.054</td> <td rowspan="2">0.06以下</td> </tr> <tr> <td>三鷹3・2・2号線</td> <td>0.006</td> <td>0.004</td> <td>0.055</td> </tr> </table> <p>（注）NO₂（ppm）、SPM(mg/m³）</p>	予測区間	NO ₂	SPM	（参考）NO ₂ の将来濃度		評価の指標	日平均値の98%値	0.054	放射第5号線	0.005	0.002	0.054	0.06以下	三鷹3・2・2号線	0.006	0.004	0.055
	予測区間	NO ₂				SPM	（参考）NO ₂ の将来濃度		評価の指標																																														
			日平均値の98%値	0.054																																																			
	放射第5号線	0.005	0.003	0.054	0.06以下																																																		
三鷹3・2・2号線	0.006	0.004	0.055																																																				
予測区間	NO ₂	SPM	（参考）NO ₂ の将来濃度		評価の指標																																																		
			日平均値の98%値	0.054																																																			
放射第5号線	0.005	0.003	0.054	0.06以下																																																			
三鷹3・2・2号線	0.006	0.003	0.055																																																				
予測区間	NO ₂	SPM	（参考）NO ₂ の将来濃度		評価の指標																																																		
			日平均値の98%値	0.054																																																			
放射第5号線	0.005	0.002	0.054	0.06以下																																																			
三鷹3・2・2号線	0.006	0.004	0.055																																																				
騒音	<p>予測地点：沿道建物2階位置（道路端の地上4.0m） 予測結果（等価騒音レベル(dB)） ・放射第5号線区間でC案よりも3dB大きくなる。 ・三鷹3・2・2号線区間でB案よりも3dB大きくなる。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">予測区間</th> <th rowspan="2">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">考慮した環境対策</th> </tr> <tr> <td>放射第5号線</td> <td>64</td> <td>61</td> <td>低騒音舗装</td> </tr> <tr> <td>三鷹3・2・2号線</td> <td>66</td> <td>63</td> <td>H=1.5mの築堤等</td> </tr> </table>	予測区間	昼間	夜間	考慮した環境対策	放射第5号線	64	61	低騒音舗装	三鷹3・2・2号線	66	63	H=1.5mの築堤等	<p>予測地点：沿道建物2階位置（道路端の地上4.0m） 予測結果（等価騒音レベル(dB)） ・放射第5号線区間でC案よりも1dB大きくなる。 ・三鷹3・2・2号線区間でA・C案よりも3dB小さくなる。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">予測区間</th> <th rowspan="2">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">考慮した環境対策</th> </tr> <tr> <td>放射第5号線</td> <td>62</td> <td>59</td> <td>低騒音舗装</td> </tr> <tr> <td>三鷹3・2・2号線</td> <td>63</td> <td>60</td> <td>H=1.5mの築堤等</td> </tr> </table>	予測区間	昼間	夜間	考慮した環境対策	放射第5号線	62	59	低騒音舗装	三鷹3・2・2号線	63	60	H=1.5mの築堤等	<p>予測地点：沿道建物2階位置（道路端の地上4.0m） 予測結果（等価騒音レベル(dB)） ・放射第5号線区間でA・B案よりも1～3dB小さくなる。 ・三鷹3・2・2号線区間でB案よりも3dB大きくなる。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">予測区間</th> <th rowspan="2">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">考慮した環境対策</th> </tr> <tr> <td>放射第5号線</td> <td>61</td> <td>58</td> <td>低騒音舗装</td> </tr> <tr> <td>三鷹3・2・2号線</td> <td>66</td> <td>63</td> <td>H=1.5mの築堤等</td> </tr> </table>	予測区間	昼間	夜間	考慮した環境対策	放射第5号線	61	58	低騒音舗装	三鷹3・2・2号線	66	63	H=1.5mの築堤等																
予測区間	昼間					夜間	考慮した環境対策																																																
		放射第5号線	64	61	低騒音舗装																																																		
三鷹3・2・2号線	66	63	H=1.5mの築堤等																																																				
予測区間	昼間	夜間	考慮した環境対策																																																				
				放射第5号線	62	59	低騒音舗装																																																
三鷹3・2・2号線	63	60	H=1.5mの築堤等																																																				
予測区間	昼間	夜間	考慮した環境対策																																																				
				放射第5号線	61	58	低騒音舗装																																																
三鷹3・2・2号線	66	63	H=1.5mの築堤等																																																				
振動	<p>予測地点：沿道建物位置（道路端） 予測結果（L₁₀(dB)） ・放射第5号線区間でB・C案よりも1～3dB大きくなる。 ・三鷹3・2・2号線区間でB案よりも1dB大きくなる。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">予測区間</th> <th rowspan="2">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <td>放射第5号線</td> <td>54</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>三鷹3・2・2号線</td> <td>53</td> <td>53</td> </tr> </table>	予測区間	昼間	夜間	放射第5号線	54	54	三鷹3・2・2号線	53	53	<p>予測地点：沿道建物位置（道路端） 予測結果（L₁₀(dB)） ・放射第5号線区間でC案よりも1～2dB大きくなる。 ・三鷹3・2・2号線区間でA・C案よりも1dB小さくなる。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">予測区間</th> <th rowspan="2">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <td>放射第5号線</td> <td>53</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>三鷹3・2・2号線</td> <td>52</td> <td>52</td> </tr> </table>	予測区間	昼間	夜間	放射第5号線	53	53	三鷹3・2・2号線	52	52	<p>予測地点：沿道建物位置（道路端） 予測結果（L₁₀(dB)） ・放射第5号線区間でA・B案よりも1～3dB小さくなる。 ・三鷹3・2・2号線区間でB案よりも1dB大きくなる。</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">予測区間</th> <th rowspan="2">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> </tr> <tr> <td>放射第5号線</td> <td>52</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>三鷹3・2・2号線</td> <td>53</td> <td>53</td> </tr> </table>	予測区間	昼間	夜間	放射第5号線	52	51	三鷹3・2・2号線	53	53																									
予測区間	昼間				夜間																																																		
		放射第5号線	54	54																																																			
三鷹3・2・2号線	53	53																																																					
予測区間	昼間	夜間																																																					
			放射第5号線	53	53																																																		
三鷹3・2・2号線	52	52																																																					
予測区間	昼間	夜間																																																					
			放射第5号線	52	51																																																		
三鷹3・2・2号線	53	53																																																					
環境面からみた評価の概要		<p>大気汚染の影響は、他の計画案と同程度である。 騒音・振動の影響が、放射第5号線区間でB・C案よりも大きくなる。 騒音・振動の影響が、三鷹3・2・2号線区間でB案よりも大きくなる。</p>	<p>大気汚染の影響は、他の計画案と同程度である。 騒音・振動の影響が、放射第5号線区間でC案よりも大きくなる。 騒音・振動の影響が、三鷹3・2・2号線区間でA・C案よりも小さくなる。</p>	<p>大気汚染の影響は、他の計画案と同程度である。 騒音・振動の影響が、放射第5号線区間でA・B案よりも小さくなる。 騒音・振動の影響が、三鷹3・2・2号線区間でB案よりも大きくなる。</p>																																																			
都市と自然とが調和した豊かな環境	植物	<p>・玉川上水の緑地空間における植物群落は、直接的な影響を受けない。 ・自動車排出ガス、土壌の乾燥化等の間接的な影響による生育環境の変化により、玉川上水の緑地空間における植物群落の質が変化しうる可能性がある。</p>	<p>・玉川上水の緑地空間における植物群落は、直接的な影響を受けない。 ・緑（片側3.5m）の創出により、自動車排出ガス、土壌の乾燥化等の間接的な影響による、生育環境の質の変化を最小限に抑えることができる。</p>	<p>・玉川上水の緑地空間における植物群落は、当該区間では全て消失する。 ・環境施設帯（15m幅）に豊かな緑が創出される。 ・新たに創出される豊かな緑の質は、現存の玉川上水の緑地空間における植物群落と比較して異なったものとなる可能性がある。</p>																																																			
	動物	<p>・玉川上水の緑地空間における生育環境は、直接的な影響を受けない。 ・自動車排出ガス、土壌の乾燥化等の間接的な影響により、玉川上水の緑地空間における生育環境の質が変化しうる可能性がある。</p>	<p>・玉川上水の緑地空間における生育環境は、直接的な影響を受けない。 ・緑（片側3.5m）の創出により、自動車排出ガス、土壌の乾燥化等の間接的な影響による、生育環境の質の変化を最小限に抑えることができる。</p>	<p>・玉川上水及びその緑地空間における生育環境が、当該区間では全て消失する。 ・環境施設帯（15m幅）に設ける豊かな緑による生育環境が創出される。 ・新たに創出される生育環境の質は、現存の玉川上水の緑地空間における生育環境と比較して異なったものとなる可能性がある。</p>																																																			
	生態系	<p>・生態系の基盤である玉川上水及びその緑地空間は、直接的な影響を受けない。 ・繁殖地、生育環境の連続性、餌場の減少等、注目すべき種を中心とした生態系が変化しうる可能性がある。</p>	<p>・生態系の基盤である玉川上水及びその緑地空間は、直接的な影響を受けない。 ・繁殖地、生育環境の連続性、餌場の減少等、注目すべき種を中心とした生態系の変化は緑（片側3.5m）の創出により、緩和される。</p>	<p>・生態系の基盤である玉川上水及びその緑地空間が、当該区間では全て消失する。 ・環境施設帯（15m幅）に設ける豊かな緑により、新たな生態系が創出される。 ・新たに創出される生態系の質は、現存の生態系と比較して異なったものとなる可能性がある。</p>																																																			
	緑、水辺	<p>・緑と水辺と遊歩道が一体となった、玉川上水とのふれあい活動の場が確保される。 ・騒音等の影響により、遊歩道の快適性が低下する。</p>	<p>・緑と水辺と遊歩道が一体となった、玉川上水とのふれあい活動の場が確保される。 ・緑（片側3.5m）の創出によって、遊歩道の快適性の低下を最小限に抑えることができる。</p>	<p>・緑、水辺と遊歩道が一体となった、玉川上水とのふれあい活動の場が、当該区間では消失する。 ・環境施設帯（15m幅）による豊かな緑が創出され、緑とのふれあい活動の幅が広がる。</p>																																																			
	景観	<p>・植樹帯、築堤等を利用した緑の整備で景観の向上がはかれる。</p>	<p>・植樹帯、築堤等を利用した緑の整備で景観の向上がはかれる。</p>	<p>・環境施設帯（15m幅）に身近で豊かな緑による景観が創出される。 ・東京都景観条例で景観本軸に位置づけられている玉川上水及びその緑地空間が、当該区間では消失する。</p>																																																			
	史跡・文化財	<p>・計画道路周辺に埋蔵文化財包蔵地が存在するが、文化財保護法の規定に従って適切に対処することから影響は少ない。 ・「歴史環境保全地域」に指定されている玉川上水及びその緑地空間が保全される。</p>	<p>・計画道路周辺に埋蔵文化財包蔵地が存在するが、文化財保護法の規定に従って適切に対処することから影響は少ない。 ・「歴史環境保全地域」に指定されている玉川上水及びその緑地空間が、保全される。</p>	<p>・計画道路周辺に埋蔵文化財包蔵地が存在するが、文化財保護法の規定に従って適切に対処することから影響は少ない。 ・「歴史環境保全地域」に指定されている玉川上水及びその緑地空間が、当該区間では保全されない。</p>																																																			
その他	<p>安全・防災</p> <p>・整備によって新たなオープンスペースが確保され、安全性、防災性が向上する。</p>	<p>・整備によって新たなオープンスペースが確保され、安全性、防災性が向上する。</p>	<p>・整備によって新たなオープンスペースが確保され、安全性、防災性が向上する。</p>																																																				
環境面からみた総合評価		<p>（長所） ・沿道地域の生活環境が保全される。 ・玉川上水及びその緑地空間が保全される。</p> <p>（短所） ・自動車排出ガス等による玉川上水の緑地空間における生育環境への影響が考えられる。</p>	<p>（長所） ・沿道地域の生活環境が保全される。 ・玉川上水の緑地空間の両側に緑が増進され、自動車排出ガスによる玉川上水の緑地空間における樹木への影響が軽減される。</p> <p>（短所） ・特になし。</p>	<p>（長所） ・沿道地域の生活環境が保全される。 ・環境施設帯に身近で豊かな緑が創出される。</p> <p>（短所） ・玉川上水の緑と水辺が、当該区間では消失する。</p>																																																			

（注）：他の計画案に比べて優れている。：他の計画案と同じ又はほとんど差がない。：他の計画案に比べて劣っている。

表 社会・経済面からみた比較検討結果（参考）

計画案の概要		A案	B案	C案	
		既定都市計画幅員+で整備 計画幅員 放射第5号線区間：50m 三鷹3・2・2号線区間：30m 玉川上水及びその緑地空間を保全するとともに、歩道に緑の築堤等を設置する。	都市計画幅員を拡幅変更して整備 計画幅員 放射第5号線区間：60m 三鷹3・2・2号線区間：36m 玉川上水の緑地空間の両側に緑を設けるとともに、10mの環境施設帯に緑の築堤等を設置する。	都市計画幅員を一部縮小変更して整備 計画幅員 放射第5号線区間：46m 三鷹3・2・2号線区間：30m 玉川上水を暗渠化して車道を設け、15mの環境施設帯に身近で豊かな緑、築堤等を設置する。三鷹3・2・2号線区間では、歩道に緑の築堤等を設置する。	
社会・経済面からみた比較検討の概要	比較検討項目	社会・経済面からみた比較検討の結果			
	利用者の視点	速達性	速達性の向上がはかられる。その効果は各案とも同程度である。		
		車両利用者の安全性、快適性	走行の安全性、快適性の向上がはかられる。その効果は各案とも同程度である。		
	生活者の視点	関係権利者	既定都市計画なので関係権利者数は変わらない。	関係権利者数は増加する。 拡幅により堅牢建築物の取り壊しが必要となる。	関係権利者数は減少する。
		生活者の安全性、快適性	生活者の安全性、快適性の向上がはかられる。その効果は各案とも同程度である。		
		公共交通の導入	計画道路にバス路線が導入された場合、バス利用者の利便性の向上がはかられる。その効果は各案とも同程度である。		
		ライフラインの収容	ライフラインの収容が可能となる。その収容される施設の種類は各案とも同程度である。		
	事業者の視点	事業期間	関係権利者数は変わらないので、用地取得に要する期間は変化しない。	関係権利者数の増加に伴い、用地取得に要する期間が長くなる可能性がある。	関係権利者数は減少するが、用地取得に要する期間はあまり変化しない。
		事業費	C案よりも事業費を要する。（約350億円）	最も事業費を要する。（約450億円）	最も事業費を要しない。（約320億円）
	社会・経済面からみた総合的な比較検討		（長所） ・既定都市計画なので関係権利者数は変わらない。 ・事業期間は変化しない。 （短所） ・特になし。	（長所） ・特になし。 （短所） ア．関係権利者数、事業費が、他の計画案に比べて増加する。	（長所） ・関係権利者数、事業費が、他の計画案に比べて減少する。 （短所） ・特になし。

（注）
 ・他：他の計画案に比べて優れている。
 ・同：他の計画案と同じ又はほとんど差がない。
 ・劣：他の計画案に比べて劣っている。

資料 4-19 : 累積的・複合的影響評価の必要性

東京弁護士会『東京都環境影響評価条例改正への提言』(1994年1月14日)

広域的な事業及び一定地域内で計画されている複数の事業については、各個別事業の細切れアセスメントではなく、広域、総合アセスメントを実施すべきである。

東京都では、臨海部副都心計画に見られるように、広域的な範囲で、複数の開発行為が一連の計画に従って累積的になされることが多い。しかしながら、これら複数の開発計画を一体として総合的にとらえ、環境影響評価をなす制度となっていない現行制度のもとでは、有効な環境評価をなすことが不可能である。

統一的な計画のもとで、順次具体化され実施される事業については、個別にではなく、総合計画全体に対して、広域的、長期的な観点から総合的なアセスメントを実施すべきである。

また、鉄道、道路のように、本来、接続した一連の事業計画であるにもかかわらず各工期毎に細分化されて実施されている現状も改善されるべきであり、少なくとも当面事業を実施することが予定されている全区間についてなされる必要がある。

しめぎ
標 博重*『実施事例から条例の公正さと科学性を検証する』

- ・臨海部開発では、490ヘクタールの地域に13の事業が数年にわたって個別にアセスを実施しています。しかし開発が終わった時点では、関係住民は13の事業の環境影響を総合的に被ることになりますが、個別アセスでは総合的な影響は不明です。例えば、台場に高層住宅が建設されます。その住宅の前に高速と平面の幹線道路(走行台数10万台/日以上)が建設されますが住宅と道路のアセスは別々です。住宅は道路から大きな道路公害を受けますが、その影響は予測評価されていません。
- ・秋留台は3900ヘクタールにおよび10数事業が計画されています。既にその一部は個別にアセスを終わり、事業化しています。またこの地域は自然の保全が必要な広大な丘陵部があります。そこに幾つもの開発事業が計画されており、個別のアセスが実施されます。自然は広域的にその生態系を保全しなければなりません。個別なアセスでは総合的広域的な自然への影響を予測評価することができません。

* すみよい環境をつくる東京住民運動連絡会事務局長

出典：東京弁護士会公害環境特別委員会編「環境アセスメントは、これでよいか - 東京都の環境アセスメント条例の12年間を検証する -」(平成6年10月、武蔵野書房)

資料 4-20：戦略的環境アセスメントの検討体制事例

東京都の「東京都総合環境アセスメント制度検討委員会」の委員は、実務経験者（法律・都市計画）、学識経験者（衛生工学、生態学、エネルギー、廃棄物、都市計画、行政法、経済学、地理学、環境アセスメント、法律）及び実業家など 14 名で構成された。

また、埼玉県の「総合的環境アセスメント（仮称）構想検討専門委員会」の委員は、法律・経済、環境影響評価、環境科学、都市計画・建設及びマスコミ・行政など 11 名で構成された。

資料 4-21：戦略的環境アセスメントの構想検討から本施行までのスケジュール例

以下に東京都と埼玉県的事例を示す。スケジュールはいずれも、制度の基本的な構想の策定、試行の指針(又は実施要綱)及びその技術指針等の策定、試行(又は実施要綱に基づく実施)条例化の検討、の順で組まれている。

1．東京都的事例

年 月	検 討 内 容 等
平成 5 年 2 月	・「東京都総合環境アセスメント制度検討委員会」(以下、「制度検討委員会」という。)の設置(環境保全局長の諮問機関)
平成 7 年 1 1 月	・制度検討委員会から、「中間のまとめ」について環境保全局長へ報告(中間報告)
平成 9 年 4 月	・制度検討委員会から、「東京都における新たな環境配慮制度のあり方」について環境保全局長に報告(最終報告)
平成 1 0 年 5 月	・「環境配慮技術指針等検討委員会」(以下、技術指針等検討委員会)という。)の設置
平成 1 0 年 6 月	・総合環境アセスメント制度の試行と制度化のための指針となる「東京都総合環境アセスメント制度試行指針」を策定 ・「東京都総合環境アセスメント制度試行実施要領」の制定
平成 1 0 年 9 月	・「東京都総合環境アセスメント試行審査会」都民公募委員の決定
平成 1 0 年 9 月	・技術指針等検討委員会から、「東京都総合環境アセスメント制度試行のための『環境配慮技術指針』及び『環境配慮ガイドライン』」について環境保全局長に報告
平成 1 0 年 1 0 月	・「東京都総合環境アセスメント制度試行のための『環境配慮技術指針』及び『環境配慮ガイドライン』」の策定 ・「東京都総合環境アセスメント試行審査会」(以下、「試行審査会」という。)の設置
平成 1 2 年 3 月	・試行による環境配慮書の公表(東京都市計画道路幹線街路放射第5号線及び三鷹都市計画道路3・2・2号線)
平成 1 3 年 3 月	・試行による環境配慮書について、試行審査会からの答申を公表 ・試行による環境配慮書について、環境局長による審査意見書の公表
平成 1 3 年 7 月	・試行審査会による「東京都総合環境アセスメント制度の本格実施に向けての基本的事項に関する意見」の公表
平成 1 3 年 1 0 月	・試行審査会による「試行等を踏まえた東京都総合環境アセスメント制度の調整について -東京都総合環境アセスメント制度の本格実施に向けて-」の公表
平成 1 4 年 3 月	・東京都環境影響評価審議会による「計画段階環境影響評価制度の導入等について」中間のまとめ」の公表
平成 1 4 年 4 月～	・現行の環境影響評価条例に計画段階環境アセスメント制度を組み込む形での条例改正を行い、制度の運用を開始する(予定)

2．埼玉県的事例

平成 1 2 年 4 月	・「総合的環境アセスメント(仮称)構想庁内検討会議」の発足
平成 1 2 年 8 月	・「総合的環境アセスメント(仮称)構想検討専門委員会」の設置
平成 1 3 年 3 月	・「総合的環境アセスメント(仮称)基本構想骨子(案)」の公表
平成 1 3 年 1 0 月	・「埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想」の公表 ・正式名称として「戦略的環境アセスメント」を採用
平成 1 4 年 3 月	・「埼玉県戦略的環境影響評価実施要綱」, 同「実施要領」, 同「技術指針」の策定(予定)
平成 1 4 年 4 月～	・実施要綱に基づく制度の運用(予定)
平成 1 5 年 3 月～	・条例化の検討開始(予定)

用語集

【か行】

閣議決定に基づく環境影響評価実施要綱

国は、昭和 59 年に「環境影響評価の実施について」の閣議決定を行い、要綱に基づいて環境影響評価を行うこととした。対象事業は国が実施する又は免許等で関与する事業で、道路、ダム、飛行場等 11 種類の事業であり、昭和 61 年度から平成 10 年 3 月までに合計 401 件の事業が手続を終えた。本要綱は、環境影響評価法の制定（平成 9 年）に伴い廃止された。

環境影響評価法

国の環境影響評価法は、平成 9 年 6 月に制定され、平成 11 年 6 月から全面施行となった。環境影響評価法では、閣議決定に基づく環境影響評価実施要綱と比べ、発電所・在来線鉄道・大規模林道などを新たに対象事業にし、また、環境影響評価の項目・手法を選定するスコーピング手続を取り入れるなどの新たな要素が導入された。

環境 N P O

環境保全や改善を目的として活動する民間団体のこと。N P O とは、Non-Profit Organization（「非営利」）の意味で、地域レベルの草の根的な環境保全活動も含まれるものと考えられている。

環境基準

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することの望ましい基準のこと。公害対策の実施に当たり、行政上の目標として定められるものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。

公聴会

公開で関係者や専門家などの意見を聴くこと。地方公共団体の環境影響評価制度では、一般的に、知事又は市長（環境担当部局又は審議会）が開催する。

広聴集会（対話型地域集会）

地域住民等と直接に意見交換を行う会合のこと。

【さ行】

持続可能な発展

持続可能な発展は、「環境と開発に関する世界委員会」が 1987 年に公表した報告書（『われら共通の未来』）の中心的な考え方として取り上げたもので、同報告書によれば、

その意味は、「将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」である。この考えは、社会・経済の仕組を環境への負荷の低いものに変えることで、将来の世代に恵み豊かな環境を残していくことを強調している。

スクリーニング

個別の計画等ごとに、環境アセスメントを適用するか否かを、チェックリストの使用や簡略な環境アセスメントの実施などの簡易的な手法によって判断する手続である。

同じ分野や同じ段階の計画等であっても、個別の計画等の性格や対象となる地域によって環境アセスメントを適用したほうがよいものとそうでないものがある場合に、このような手続が導入される。

スコーピング

環境アセスメントの調査・予測・評価の手法や項目を選定する手続(重点的に予測・評価する項目や簡略的に予測・評価する項目を決める手続を含む)を指す。

説明責任

行政などが、その政策・計画などについて市民にわかりやすく説明する責任を持つこと。Accountabilityの訳語。

戦略的環境アセスメント

政策、計画、プログラムを対象とする環境アセスメントのこと。従来の環境アセスメントよりも早期の段階である事業に先立つ上位計画や政策などのレベルで、十分な環境情報のもとで環境への配慮を意思決定に統合(意思決定のグリーン化)するための仕組み。

【た行】

地球規模での環境問題

環境基本法及び本市の「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」では、地球規模での環境問題として、「人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態」を挙げている。

具体的には、上記の項目のほかに、酸性雨、熱帯林の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題、有害廃棄物の越境移動などが挙げられる。

地方公共団体における環境影響評価制度

都道府県・政令指定都市の多くは、条例や要綱に基づく環境影響評価手続を設けてい

たが、環境影響評価法の制定（平成9年6月）などを背景に制度の見直しが進められ、現時点で、全ての都道府県・政令指定都市において環境影響評価条例が定められている。

各地方公共団体の制度の内容を見ると、スコーピングや都市計画事業に係る特例など、環境影響評価法と同様の手続が取られているほか、審査会等の第三者機関への諮問については全ての団体が導入しており、また、事業者に事後調査を義務づけるものが多くなっている。

トレードオフ関係

二つの相対するものが両立しないこと。

（例）

- ・環境対策費の増大と生産設備費等の減少（環境面と社会経済面とのトレードオフ）
- ・開発優先と環境保全（環境面と社会経済面とのトレードオフ）
- ・高温燃焼状態での、ダイオキシン類の発生抑制と窒素酸化物の生成増大（環境要素間のトレードオフ）

【は行】

パブリックコメント

行政の政策・計画などについて、公開して市民の意見を求め、政策・計画の策定に活用すること。

複合的影響

複数の事業が比較的狭い範囲において同時に実施されることによりもたらされる影響のこと。

閉鎖性水域

外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などのこと。閉鎖性水域では、流入してくる汚濁負荷が内部に蓄積しやすい。

【ら行】

累積的影響

複数の事業が比較的狭い範囲において将来にわたり実施されることによりもたらされる影響のこと。

【わ行】

ワークショップ

実際に参加者が手や身体や頭を使って作業を行うなかで、地域の現状把握、課題の整

理・分析、計画の方向性の提言、計画案・設計案づくりなどを検討する参加の手法のこと。カードを使ったグループディスカッションや、実際に図面に絵を描き込んでいく方法など、参加人数や目的に応じて様々な進め方がある。

注) この「用語集」は、以下の資料を参考にして作成した。

環境アセスメント研究会編『わかりやすい戦略的環境アセスメント 戦略的環境アセスメント総合研究会報告書』(中央法規、平成12年)

環境省編『環境基本計画』(ぎょうせい、平成13年)

環境省編『平成13年度 環境白書』(ぎょうせい)

環境庁環境アセスメント研究会編『日本の環境アセスメント 平成10年度版』(ぎょうせい)

環境庁地球環境部編『三訂地球環境キーワード事典』(中央法規、平成9年)

環境法政研究会編著『環境キーワード事典』(第一法規、平成13年)

久喜市『計画策定段階からの市民参加・参画推進の手引き』

埼玉県『埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想』(平成13年)

広島市『広島市環境基本計画』(平成13年)

『環境基本法』(平成5年11月制定)

『広島市環境の保全及び創造に関する基本条例』(平成11年3月制定)

参考文献一覧

第 2 章

埼玉県環境防災部環境推進課「埼玉県戦略的環境アセスメント基本構想」(平成 13 年 10 月)

(社)滋賀県環境アセスメント協会・(社)日本環境アセスメント協会

「世界湖沼会議シンポジウム「21 世紀の環境保全」～戦略的環境アセスメント (SEA) を考える～ 資料」(平成 13 年 11 月)

大阪府「大阪 21 世紀の環境総合計画 (仮称) 案」(平成 14 年 1 月)

沖縄県「沖縄県戦略的環境影響評価等検討委員会資料」(平成 13 年 12 月)

大阪市「総合計画 21 推進のための新指針 施策方針(ガイドライン)編」(平成 13 年 3 月)

神奈川県「庁内環境管理システムの概要」

神奈川県「神奈川県庁内環境管理システム実施要綱(抜粋)」

神奈川県「大規模事業に係る環境配慮の調整手続」

神奈川県「環境配慮計画書(様式)(記載例)」

神奈川県「神奈川県環境基本計画推進会議の設置及び運営に関する要綱」(平成 9 年 4 月(平成 12 年 4 月改定))

福井県「福井県公共事業環境配慮ガイドライン」(平成 13 年 3 月)

福井県「福井県公共事業環境配慮ガイドライン実施要領」(平成 13 年 3 月)

川崎市「川崎市環境調査指針」(平成 6 年 10 月(平成 12 年 12 月改定))

川崎市「川崎市環境調査指針運用マニュアル」(平成 7 年 3 月)

川崎市環境評価室「川崎市環境調査制度について(環境省における SEA についての意見交換会資料)」(平成 13 年 6 月)

川崎市環境調整会議「環境基本計画年次報告書(1995 年度版～2001 年度版)」

福岡市環境局環境保全部「福岡市環境配慮指針」(平成 9 年 3 月)

環境省「海外における戦略的環境アセスメントの技術的手法と事例」(平成 13 年 9 月)

第 3 章

環境省ホームページ「環境影響評価情報支援ネットワーク」

(<http://www.eic.or.jp/eanet/assessment/>)

広島市環境局環境企画課「平成 13 年度 事業概要」(平成 14 年 3 月)

広島市環境局環境企画課「広島市環境基本計画」(平成 13 年 10 月)

環境省(環境庁)大臣官房政策評価広報課環境調査官編「全国環境事情」(昭和 62 年～平成 12 年)、ぎょうせい

広島市企画局企画調整課「第 23 回広島市統計書 平成 13 年度版」(平成 14 年 3 月)

広島まちづくりボランティア情報ネット (<http://www.v-center.city.hiroshima.jp>)

第 4 章

戦略的環境アセスメント総合研究会「戦略的環境アセスメント総合研究会報告書」(平成 12 年 8 月)

原科幸彦他「改訂版 環境アセスメント」((財)放送大学教育振興会、平成 12 年 3 月)

(財)日本自然保護協会「自然保護」No.456(平成 13 年 5 月)、No.462(平成 13 年 12 月)

環境影響評価制度総合研究会「環境影響評価制度総合研究会報告書」(平成 8 年 6 月)

環境省「環境白書(平成 13 年度版)」(ぎょうせい、平成 13 年 5 月)

環境庁環境影響評価制度推進室監修、環境庁環境影響評価研究会著「逐条解説 環境影響評価法」(ぎょうせい、平成 11 年 5 月)

環境省「海外における戦略的環境アセスメントの技術的手法と事例」(平成 13 年 9 月)

環境庁「環境基本計画」(ぎょうせい、平成 12 年 12 月)

広島市環境局環境企画課「平成 13 年度版 広島市の環境」

環境省総合政策局環境影響評価課編「参加型アセスの手引き - よりよいコミュニケーションのために - 」(財務省印刷局、平成 14 年 2 月)

広島市環境局環境企画課ホームページ「広島市環境影響評価条例手続きの流れ」(<http://www.city.hiroshima.jp/kankyuu/hp/asesu/asesu/gaiyou/start.html>)

広島市環境局環境企画課「広島市環境基本計画」(平成 13 年 10 月)

日本弁護士連合会「環境影響評価法の制定に向けて」(平成 8 年 10 月)

(<http://www.asahi-net.or.jp/~km7n-kjm/EIA/eia-index.html>)

日本弁護士連合会「実効性ある環境アセスメント法の制定を求めて」(平成 9 年 2 月)

(<http://www.asahi-net.or.jp/~km7n-kjm/EIA/eia-index.html>)

日本弁護士連合会「環境影響評価法案(日弁連修正案)」(平成 9 年 4 月)

(<http://www.asahi-net.or.jp/~km7n-kjm/EIA/eia-index.html>)

埼玉県ホームページ「評価書等一覧」

(<http://www.pref.saitama.jp/A09/BB00/asesu/toshoichiran.htm>)

大阪府ホームページ「環境アセスメント情報」

(<http://www.epcc.pref.osaka.jp/assess/index.htm>)

兵庫県ホームページ「ひょうごの環境影響評価」(<http://eia.pref.hyogo.jp/>)

広島市ホームページ「手続情報」

(<http://www.city.hiroshima.jp/kankyuu/hp/asesu/asesu/gaiyou/info/info.html>)

山本耕平「ごみ問題と市民参加」(廃棄物学会市民編集号 C & G 第 1 号所収)

(<http://www2u.biglobe.ne.jp/~kouhei-y/gomitosanka1.htm>)

横浜市ホームページ「～住民参加の道路づくり～(仮称)恩田元石川線に関する方針」

(<http://www.city.yokohama.jp/me/aoba/onmoto/housin.html>)

高橋秀信「横浜発住民参加の道路づくり」(かなしん出版、平成 12 年 12 月)

環境省「個別分野における戦略的環境アセスメントに関する研究会中間報告書」(平成 13 年 9 月)

東京弁護士会公害環境特別委員会編「環境アセスメントは、これでよいか - 東京都の環境アセスメント条例の 12 年間を検証する - 」(武蔵野書房、平成 6 年 10 月)

東京都「東京都市計画道路幹線街路放射第 5 号線及び三鷹都市計画道路 3・2・2 号線環境配慮書」(平成 12 年 3 月)

東京都計画段階アセスメント制度ホームページ

(<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/assess/sougou-asesse/sougou.htm>)